

○久城委員長

ただいまから防災地域建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、企業局、防災部、地域振興部、土木部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知ください。ただ、できるだけ今日中に終わりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願ひします。

また、今日、五百川委員は御欠席となっておりますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、これより企業局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃から企業局の施策の推進に御指導を賜り、誠にありがとうございます。

本年4月の本委員会におきまして御挨拶で触れさせていただいておりますが、企業局では、経営方針といたしまして、現在10年間の経営計画を有しております、この計画は今年度末をもって終了するということとなっております。このため、新たな計画の策定作業を現在進めているところであります、このたびその素案を取りまとめをいたしましたので、本日御報告をさせていただきたいと思っております。本委員会での御意見を踏まえながら、また、今後、パブリックコメントも実施しながら、今年度末に策定をしたいと考えております。

また、今会議の本会議におきまして、水道用水の供給事業の料金の低減について御指摘もいただいたところであります。安全で低廉な供給のため、今後も様々な工夫に努めてまいりたいと考えております。

本日は、予算案5件、報告事項1件につきまして御説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。本委員会に付託されました企業局に関わる議案は、予算案5件です。

それでは、予算案の審査を行います。

第100号議案のうちの関係分、第112号議案、第113号議案、第114号議案及び第115号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、説明をお願いします。

江角総務課長。

○江角企業局総務課長

企業局資料1ページ目を御覧ください。企業局の9月補正予算案でございます。

I、企業会計分でございますが、第112号議案から115号議案まで、全て人件費の現員現給補正によるものでございます。

主なところを御説明いたしますと、1の電気事業会計は、事業外収益のところで4万2,000円の児童手当の増額補正、その下の営業費用のところで1,700万円余の人物費の減額補正となっております。

次に、2ページ、2の工業用水道事業会計は、営業外収益のところで2万6,000円の児童手当等の減額補正、その下の営業費用のところで55万9,000円の人物費の減額補正となっております。

次に、3ページ、3の水道事業会計では、営業外収益のところで20万8,000円の児童手当等の増額補正、その下の営業費用のところで2,000万円余の人物費の減額補正、また、資本的支出の建設改良費のところで99万3,000円の人物費の減額補正となっております。

次に、4ページ、4の宅地造成事業は、下の表の資本的支出の土地造成費のところで500万円余の人物費の減額補正となっております。

次に、5ページ、IIの100号議案関係分、一般会計予算分でございますが、これは、総務省が定める繰出基準において、企業会計側の児童手当の負担を一般会計側が負担することが認められております。このたびは公営企業補助金のところで、その児童手当分の補助金について16万2,000円の増額補正を行います。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑のほうはいかがでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○久城委員長

よろしくございますか。（「はい」と言う者あり）

それでは、採決を行います。

予算案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○久城委員長

それでは、お諮りいたします。第100号議案のうち関係分、第112号議案、第113号議案、第114号議案及び第115号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうちの関係分、第112号議案、第113号議案、第114号議案及び115号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

それでは、次に、報告事項について、執行部から説明をお願いします。

矢木経営課長。

○矢木企業局経営課長

委員会資料6ページをお願いいたします。第4次島根県企業局経営計画（素案）について

て説明します。

まず、この説明資料により本計画の全体像を説明し、その後、経営計画の素案を用いまして、各事業ごとの計画概要を説明します。

まず、本計画の位置づけでございます。企業局の今後の経営の指針として策定するもので、総務省通知における経営戦略と位置づけるものでございます。現在の計画が今年度で終了するため改定を行うもので、このたびの改定は10年ぶりになります。

(2) 計画期間は令和8年度からの10年間を期間とし、中間の5年をめどに中間見直しを行うこととしております。

(3) 各事業のポイントと主な経営目標は、電気事業では、主力である水力発電のリニューアルが完成し、今後はおおむね毎年度、十数億円の利益が確保できる見込みです。この利益を確保するため、発電を安定的に行うための点検、保安を、AIなどの新技術を導入したスマート保安を活用するなど、適切に実施してまいります。経営目標には、FIT制度による利益の確保、収支バランスを考慮した維持管理を行いながら、電力の安定供給を行うことと、その安定供給から得られる利益による電気事業の経営基盤の安定を図るとともに、県政課題の解決に活用することで地域社会に貢献していくことを定めています。

工業用水道事業では、安定供給のために施設の適切な維持管理を行いつつ、中期事業計画に基づいた施設の耐震化及び更新を推進します。それに伴う工事費の増加等の影響については、需要家である企業に丁寧に説明をした上で、適切な料金の見直しにより改修を行うこととしております。工業用水道は受水企業の産業活動に欠かせないものであるため、供給制限日数ゼロを経営目標と定めています。

7ページをお願いいたします。水道事業では、施設の適切な維持管理を行いつつ、中期事業計画に基づいた施設の耐震化及び更新を推進します。経営的には、総括原価方式による給水収益を前提とし、契約期間内の収支は安定する形としております。また、安全安心な用水供給が大切であることから、安定供給に関する項目に加えて、水質の維持を経営目標に定めています。

宅地造成事業では、産業の高度化の推進を図るための江津地域拠点工業団地の拡張、企業からの立地意向を受けて実施する安来市切川地区の工業用地造成を着実に推進することとしています。経営目標としては、江津地域拠点工業団地では令和10年度までに12.7ヘクタール、安来市切川地区工業用地では令和12年度までに20ヘクタールの造成を行うこととし、江津地域拠点工業団地では令和17年度までに10ヘクタールの分譲を行うこととしております。

続きまして、計画の素案本体を用いまして、計画各編の概要を説明します。

はじめに、企業局の経営方針に関する部分です。別添資料の総論5ページ、5、経営方針を御覧ください。

(1) 経営理念は、常に企業としての効率性を発揮しながら、4つの事業を通じて地域住民の福祉の向上と地域社会の発展に寄与していくとしておりまして、それを受けた基本方針として、①顧客本位の経営、②経営基盤の強化、③環境の保全や地域への貢献、④信頼される公営企業経営の4つを定めています。

次に、第2遍、電気事業の経営計画です。電気1ページ、第1、1の概況と意義を御覧ください。県営の電気事業は、戦後復興期の電力増強要請に応じた水力発電所の建設をス

タートとし、地域経済の発展に寄与するとともに、地域の活性化や二酸化炭素排出量の削減による環境保全、環境意識の啓発にも貢献しているところです。

次のページから、主力であります水力発電所の概要、そして、その次のページには風力発電所、次のページには太陽光発電所の各施設の概要を載せております。企業局の発電施設は、全てが再生可能エネルギー施設でございます。

電気事業の課題を電気 7 ページから記述しております。水力発電施設については、2 ポツ目、大規模なリニューアルは完了しておりますが、改修をしていない施設の計画的な修繕が必要であること、電気 8 ページで水力発電所の渇水対策など、施設の特性による課題を記述しています。

(2) では今後の新規開発と再開発の検討について、(3) では国による電力システム改革への対応、(4) で計画的な投資と、それに伴う財源の確保を課題としております。

電気 9 ページを御覧ください。経営目標として 5 点定めています。

まず、1、電力を安定供給することと、それに関連する 2、故障停止時間の縮減を定めています。3 では、さらなる脱炭素化に資する新規開発などを、4 では経営面での安定の確保、そして、5 として、F I T 収益を確保し、電気事業で必要な財源を確保した上で、利益を県政課題の解決に活用することで地域社会に貢献していくことを目標としています。

めくって、電気 10 ページでは、先ほどの課題を踏まえて 5 つの目標を達成するための具体的な取組として、1、電力の安定供給のためには施設の維持管理を適切に行うことなど、2、故障停止時間縮減のためには部品の適切な交換を、3、新規開発等による脱炭素化推進のためには開発手法を見直すことなど、4、経営の健全性のためにはコスト意識を持った運営を、5、適正な利益の確保と活用では、F I T で得られる利益を、電気事業で必要な整備費等を確保した上で県民サービスに還元するとの考え方の下で、一般会計に繰り出すこと、また、利益処分には議会の議決を要するため、その都度経営状況を説明し、必要性の判断を受け、最終的に予算審議を経て実施することを記述しています。

電気事業の収支について、電気 15 ページを御覧ください。一番上の表になりますが、収益的収支の表の、この表の中の一番下の行、純損益の欄を御覧ください。各年度、十数億円程度の利益を見込んでおるところです。令和 11 年度のみ 7 億円程度に減少しておりますが、これは、この年に江津高野山風力発電所の F I T 適用期間が終了することにより、現時点では撤去費を仮に計上しておるということによるものです。同発電所の在り方については、現在検討を進めておるところでございます。

続いて、3 編、工業用水道事業です。工水 1 ページを御覧ください。第 1 の工業用水道事業の概況と意義につきましては、製造業をはじめ、企業の生産活動に不可欠である工業用水道を提供する事業、企業局では、中海周辺地区を供給先とする飯梨川工水と、江津地域拠点工業団地への 1 企業を供給先とする江の川工水の 2 事業を営んでいるところです。

工水 2 ページには飯梨川、工水 3 ページには江の川の事業概要を載せております。

工水 5 ページを御覧ください。中ほどから、4、課題として、(1) 施設の老朽化・耐震化などのハード面の課題、(2) 事故や故障の防止や迅速な復旧、また、次ページの(3) 渇水関連という運用面での課題、(4) 経営面での健全性を維持することを挙げています。

工水 7 ページを御覧ください。経営目標として、需要家から最も求められる安定供給と

して給水制限日数ゼロ、その安定供給を支える送水管の耐震化の推進、また、経営の安定性を示す経常収支比率100%の3点を目標にしています。

次の8ページには、課題を踏まえて3つの目標を達成するための具体的な取組として、1、給水制限日数低減のために維持管理を適切に行うことなどを、2、送水管耐震化推進のために更新工事を進めることと、その財源を確保すること、3、経営健全性確保のためのコスト管理と収入の確保を記述しています。

工水9ページは投資計画です。主に飯梨川工水の送水管更新、耐震化工事を計画的に実施してまいります。

工水11ページを御覧ください。工水事業の財政計画ですが、収益的収支の一番下の行、純損益は、各年度3,000万円から9,000万円台の赤字と試算をしております。2つの事業のうち、飯梨川工水では、令和7年度に改定した料金を、今後、需要家と相談しながら5年ごとに見直していく計画としており、おおむね収支は均衡いたしますが、江の川水道事業では、県西部地域の振興を目的した事業着手時の政策的判断から料金を据え置いており、赤字が続いております。経営の健全性の確保と需要家負担、また、政策的な考え方を含め、今計画の期間中、継続してその在り方を検討していくこととしております。

次に、4編、水道事業です。水道1ページ、第1の概況と意義を御覧ください。水道は地域住民の生活と生命と健康を支える基幹的なインフラで、水道法上は市町村が供給主体とされていますが、地理的な条件などにより、水源確保などが単独自治体での対応が困難な場合があるため、県が広域的な対応として水道用水を供給するものです。企業局では、3つの水系から6市1企業団に用水供給しており、県内総水道使用量の約3割を占めています。

水道2ページ中ほどから、それぞれ飯梨川水道、斐伊川水道、そして江の川水道の各概要を載せています。

水道7ページを御覧ください。水道事業の課題として、(1)施設の老朽化・耐震化対策の必要性、(2)そのための財源確保やコストの削減、(3)渇水への対応、そして、(4)広域化の検討を挙げています。

水道8ページ中ほどから、経営目標を定めています。

まず、安定供給として、1、給水制限日数のゼロ、そのための2、送水管耐震化の推進、また、安全安心を確保するため、3、良質な水質の維持、そして、4番目に、経営の安定性を示す経常収支比率100%の4点を目標にしております。

次の9ページには、課題を踏まえて4つの目標を達成するための具体的な取組として、1、給水制限日数低減のために維持管理を適切に行うことなどを、2、送水管耐震化推進のために更新工事を進めることと、その財源を確保すること、3、安全で良質な水質の維持のために、法や計画を遵守しながら適切な施設運用を行うこと、4、経営健全性確保のためのコスト管理による料金抑制へ取り組むこと及び収入の確保を記述しております。

水道11ページは投資計画です。飯梨川水道の送水管更新・耐震化工事など、経営目標に向けて必要な施設整備を計画的に実施してまいります。

水道13ページを御覧ください。財政計画では、収益的収支の一番下の行、純損益の欄、各年度でおおむね収支が均衡すると試算をしています。水道事業においては、必要な費用を水道料金で回収する総括原価主義によっており、このような収支試算となりますが、6

市1企業団からいただく水道料金は、各市が末端で給水される水道料金を構成する要素でありますので、可能な限りこれを低減できるよう、常にコスト縮減と料金以外の収入の道がないか、検討を実施してまいります。

最後に、5編、宅地造成事業です。宅造1ページ、第1の1、概況と意義の4段落目を御覧ください。企業局は、宅地造成事業を実施することによって、島根県の産業振興の一翼を担い、産業の高度化の推進や雇用の場の確保に寄与しております。

同じページの3、現状欄を御覧ください。現在実施している江島工業団地、続いて、江津地域拠点工業団地、安来市切川地区工業用地の概要をそれぞれ記載しております。このうち江島工業団地は平成30年度までに完売しており、1社の割賦分譲を管理するのみとなっておりますので、本経営計画では、江津地域拠点工業団地と安来市切川地区工業用地の2つを中心に記述をしています。

宅造4ページを御覧ください。課題として、(1)工業団地の分譲促進、(2)経営の健全性、(3)県・市町村共同工業団地を挙げています。

同ページ中ほどから下、2つの経営目標を定めています。

1、工業団地等の整備として、江津地域拠点工業団地は令和10年度までに3期造成分12.7ヘクタールを、安来市切川地区工業用地は令和12年度までに20ヘクタールを整備することとしています。

2、分譲の目標としては、江津地域拠点工業団地で本計画末の令和17年度までに10ヘクタールの分譲を目標に定めています。

次の宅造5ページには、課題を踏まえつつ目標を達成するための具体的な取組として、1、工業団地等の整備のために、企業の要望を踏まえ、地元市と連携した江津地域拠点工業団地の拡張、企業からの立地意向を受けて実施する工業用地造成の着実な実施をしていくこと、分譲促進のためには分譲単価を抑制すること、区画形状等の見直しにより企業ニーズへ対応すること、地元江津市と一体的な分譲促進策を実施することについて、また、3、経営の健全性を確保するための企業債借入額の調整について記述をしております。

宅造7ページは投資計画です。江津及び切川の造成事業に必要な建設改良費を計上しています。

宅造9ページを御覧ください。財政計画ですが、収益的収支の一番下の行、純損益は、令和10年度以降赤字が続く試算となっております。これは、江津地域拠点工業団地第3期造成の分譲単価抑制のための一般会計からの補助金につきまして、現計画ではまだ計上していないことによるものです。この補助を予算審議等により議会で認めていただければ、収支は均衡することとなります。また、このページの3つ目の表、資金収支につきまして、令和10年度から減少していく試算としておりますが、収益的収支と同様に、一般会計補助を受けられることとなれば企業債借入れを抑制でき、現金残高も確保できる見込みです。

経営計画(素案)の各事業ごとのポイントについては以上です。

委員会資料7ページに戻っていただき、一番下、今後のスケジュールを御覧ください。本日お示しした素案により、10月から企業局が設けております有識者等で構成する経営評価委員会での意見聴取、また、パブリックコメントを実施します。その中の意見などを反映した計画案を次回の本委員会でお示しをし、改めて御意見をいただき、年度内の策定という道筋を考えております。

私の説明は以上です。

○久城委員長

経営計画の素案の説明がございました。

質疑等ございましたらお願ひします。

中村絢委員。

○中村絢委員

御説明ありがとうございました。1点、管路の耐震化について少し教えていただきたいんですけども、飯梨川の用水供給事業について、今、全線布設替えの考えもある中で、当然耐震化を進めていかないといけないと思うんですけども、布設替えっていう話がある中で、今現状、布設替えすれば当然今ある管路は使わなくなるっていう先が見えてる中で、今ある管路の耐震化についてはどういった考え方なのかっていうのを聞きたいのと、併せて工業用水の管路についても耐震化をしなければならないっていうところなんんですけども、全線布設替えの部分の中に、その工業用水の管路も関わってくる話なのかについても教えてください。

○久城委員長

安部企業局次長。

○安部企業局次長（電気）

ただいまの御質問の飯梨川の水道の全面布設替えについては現在計画予定で、工事後の既設管路の対応については、使うことができないため、その管については撤去するか、またはコンクリートで注入してそのまま残置するということで対応することで考えています。

それともう一つ、工業用水の耐震化につきましても、現在、順次計画的に進んでいます。ただ、工業用水と水道用水の管路は別々でございますので、水道用水の全面布設替えと直接の関係はございません。以上です。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

一つ目のところなんんですけども、聞きたかったのは、布設替えで新しくするというところで、当然新しく造るものは耐震化はされてるものだと思うんですけども、それまでの間に、今あるところで今後使わなくなるところにどれほど耐震化を、100%に近づけていく努力が無駄な努力にならないかどうか気になるところでして、そちらのことを聞きたくて。

○久城委員長

安部企業局次長。

○安部企業局次長（電気）

すみません、失礼しました。現在、既設の管について全面布設替えまでの間は修繕により漏水周りを直すという形で対応しますので、既設管を更新することはないです。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

分かりました。ありがとうございます。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかございますか。

尾村委員。

○尾村委員

10年間の経営計画ですから、様々な状況、将来的な方向も考えながら立てられた計画だなっていうことをまず思います。その上で、経営計画の総論の5ページに、経営の方針の中で経営の理念が書かれております。この経営の理念については私は支持するものでしけれども、これは地方公営企業法の第3条の経営の原則の規定に沿った経営の考え方だというふうに理解していいのかどうか。この点、まずお願ひします。

○久城委員長

矢木経営課長。

○矢木企業局経営課長

まさに今、委員おっしゃいましたとおり、公営企業として果たすべき役割、一般会計と違いまして、企業という形態を用いて事業を行うこと、そして、それによって地域住民の福祉、また、企業局では地域産業の発展というふうなところも視野に入れて事業を行っていくというふうなものでございます。

特に地域住民の福祉というふうな観点で申し上げますと、例えば水道事業、用水供給事業でございますけれども、企業としての経営の観点からすると、可能な限りコストを縮減して利益を確保するというふうな考え方でいきますと、コスト縮減によって、結果的に用水の供給単価みたいなところが下がっていく方向に働くというふうなこともありますので、企業性の発揮と地域福祉の向上ということに関しては同じ方向を向いて事業を進めていく内容だというふうに思っております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

そのとおりだと思います。地方公営企業法の考え方というのは、とにかく2つの考え方がある。だから、今御説明されたとおり、企業の経済性をどう発揮していくのか、これはまず大事ですね。それから、もう一つ言われたように、2つ目は公共の福祉を増進するように運営をする、これが法で規定している地方公営企業の考え方だと。矢木経営課長からは少しあみ砕いて、公共の福祉を増進するという点でいって、地域住民の福祉をよくしていく、そういうお話をいただいたと思います。この経営方針、経営理念を基に事業を進めていっていただきたい。これは改めて要請をしておきたいと思います。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

その上で、電気の経営目標の考え方の中で、いわゆる、昨日、決算全体会での議論もあって、高宮局長からは、電気では毎年度、十数億円を超える利益が確保できる見込みだという説明もいただきました。その上で、電気事業の利益剰余金をどう活用するのか。これは私としては、この場では今日は深く言いませんが、地域住民の福祉の増進という点でい

うならば、水道用水供給単価を下げるという点で、水道会計への応援が必要だというふうに私は思っております。今日はこの点はこれ以上言いません。ただ、主な経営目標の中で、電気事業の利益を県政課題の解決に活用することで地域社会に貢献する、こういう記述がありますね。この記述、この考え方の企業局の根拠、一定、電気のところで伸べられておりますけれども、改めて説明いただきたいと思います。

○久城委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

まず、この利益の活用の考え方でありますけども、これ、仕組みのところから少し説明をさせていただきたいと思います。F I T制度、2012年に制度創設されましたけども、これはまさに再生可能エネルギーを普及、促進する、これ、政策誘導を国がしていくために、当時、今もそうですけど、火力その他の発電よりも割高のコストを勘案して買取りを保障するという、こういったような仕組みになっております。そのため、その割高となっているコストを賦課金として電気料金の一部に上乗せするということで、実は、電気の利用者は皆さん負担をされているという、こういったような状況であります。この傾向でいいますと、F I Tの買取り単価といいますのは技術の進展とともにだんだん安くはなってきています、年々。しかしながら、再生可能エネルギーの総体自体が普及がされており、結果としては、買取り総額自体は増えてきているということになりますので、結果、国民、県民が負担する賦課金が増えていくという、こういったような状況になっているわけで、当然賦課金の単価も上がってきているといったようなことになっております。

例えばですけども、今年度、2025年の賦課金の単価を例に取りますと、大体標準的な家庭、3人から4人の家庭、月400キロワットアワー使うと仮定すると、月に大体1,600円、年間1万9,000円、実は皆さんお支払いになっているという、こういったような状況であります。

こういったような中で、県の企業局は、他県に先駆けていち早くこのF I T制度の適用を受ける取組を進めてきたということでありまして、これ、利益は県外に融資せずに県内にとどまっているという、言わばこういったようなことでありまして、その経営で生じた利益を、電気事業で必要となる経費を除いて、賦課金で負担されてる県民の方へサービスを還元する、言わば地域内経済循環とでもいうような、こういったような仕組みで、事業に必要なものは当然に確保するといった上で、それを県政課題の解決というのは、まさに今、想定を具体的にしておりますのは、国スポの施設の整備、それから再生可能エネルギーの促進、それから一つ、昨日のところでも御議論をいただいておりますけども、江津の地域の拠点工業団地の単価抑制という、こういったようなところに使っていきたいという、今現時点ではこの3つを想定して県民サービスへ還元をしていきたいという、こういったような考え方になっております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

電気事業の利益剰余金の活用がどうあるべきなのか、この点についてはこの議会の議決を要する問題ですので、私も引き続きしっかりと議論に加わっていきたいというふうに思

っております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

それで、企業局はこの計画を立てるに当たっていろいろ大変だったと思うんですね。だから、先ほど矢木経営課長から説明があったように、宅地造成事業会計で赤字金が出てくる、この部分に対して一般会計からのお金を入れない段階での予算計画を出している。これはそのとおりだというふうに思っております。これらの計画が、やはり計画がより順調に進んでいく上での障害っていうのはあるわけですね。例えば水道事業でいえば、当然給水人口が今後かなり減ってくる、これは間違いなく。だから、企業局の収益は減ってくると、これは間違いない話。それに対して費用は増えてくる、これも間違いない話。それから、宅地造成事業に至っても、懸命に商工労働部と企業の誘致に努力されるでしょう。しかし、今後の経済というのは非常に不透明ですよね。だから、10年後どうなってるか分からない。だから、企業局としては5年をめどに中間見直しを行うということを言われておりますし、いわゆる企業の誘致に当たってかなりの努力をされるでしょう。今の方針は、企業局の説明によれば、かなりのいわゆる税金をここに投入をかけるわけですから、局長自身も、実を言うと、非常に不安だと思いますよ。一生懸命やったものの、企業が出てこなかつたらどうなるのか。不安を抱えながらの、局長が決断したわけじゃないけれども、企業局としての判断だったと思います。工業用水だってそうですよね。受水企業が本当に順調に経営を続けてもらわないといけない。営業が例えれば縮小したとなると、受水量っていうのは減ってくるわけですから。そうすると、工水の経営だって厳しくなってくるわけです。そういう様々な不透明な今後の経済環境があるわけですから、この点については引き続き、様々な状況をしっかりと掌握しながら、その都度その都度必要な対策手打ても打っていただきたいということはお願いしておきたいと思います。以上です。

○久城委員長

よろしいですかね。

ほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、企業局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願ひいたします。よろしいですね。

それでは、以上で企業局所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、休憩いいですか。では、そのまま入替えをして、はじめたいと思います。

〔執行部入替え〕

○久城委員長

それでは、これより防災部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、防災部長の挨拶を受けます。

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

皆様、おはようございます。久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様には、日

頃から防災部所管の業務につきまして御指導いただきしております、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

前回の8月の委員会でも若干触れさせていただきましたけれども、この夏は渇水に加えて安来市で林野火災が発生するなど、酷暑の影響と思われるような事案がずっと続いておりましたが、最近は一転いたしまして、秋雨前線の停滞に伴う大雨が断続的に降っているという状況でございます。気象状況は大変不安定な状況になっているということでございます。特に9月12日から14日にかけては全県的に大雨が降りまして、大田市で6時間雨量が、観測史上最大と言われておりますけれども、142ミリを記録するなど、県下で大雨となっております。人的な被害や孤立集落が発生したといったようなことはございませんでしたが、大田市、出雲市を中心に若干被害が出ておりまして、床上浸水、床下浸水、あるいは道路の被害というのも発生いたしております。

今後は台風シーズンになっていきますので、引き続き、防災部といたしましては、災害発生に備えまして、緊張感を持って取り組んでいきたいと考えておりますし、これから今月以降、総合防災訓練、あるいは原子力防災訓練など、関係機関と一緒に防災体制の強化に向けて対応をしていきたいと考えておりますので、それについてしっかりとやっていきたいと考えております。

本日は、付託議案といたしまして、一般事件案及び補正予算案各1件と報告事項2件を御説明させていただきたいと思っております。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

#### ○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました防災部に係る議案は、一般事件案1件、予算案1件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第121号議案について、執行部から説明をお願いします。

吉川消防総務課長。

#### ○吉川消防総務課長

それでは、委員会資料1ページでございます。第121号議案、財産の取得（防災ヘリコプター）につきまして御説明をいたします。

取得の内容は防災ヘリコプター式、その目的は消防防災設備の更新、取得の方法は購入（一般競争入札）でございます。取得金額は30億2,500万円、相手方は川崎重工業株式会社代表取締役、橋本康彦で、仮契約を今年7月30日に締結しており、納期は令和10年の3月31日としております。

取得しますヘリコプターの概要でございます。型式は川崎式BK117D-3型、外観寸法を次の2ページに掲載をしております。

戻りまして、1ページの中ほどでございます。新機体の概要を記載しております。

まず、主要諸元、性能でございます。サイズは現機体とほぼ同じでございますが、最大座席数は11名から12名、増えてございます。

性能面でございます。表の中ほど、有効搭載重量、これは安全に飛行できる搭載重量を示す数値でございますけれども、その向上によりまして、現行機以上に各種の装備を同時に搭載いたしまして飛行することが可能になります。

その他の性能面でございますけれども、表の一番下、離陸出力継続時間、括弧書きで連続

救助活動可能時間というふうに記載しておりますけども、これがホバリング性能と呼ばれるもので、空中で機体を静止することができる時間となります。これが現行の約5分から約30分と大きく向上いたしますので、より機動的な救難救助活動が可能になるものと考えております。

また、機体本体に加えまして、今回、救助等の活動用装備、通信等の関係装備、緊急・安全用装備も併せて取得しております。主要装備として主なものを記載しております。特に緊急・安全用装備につきましては、最新の電子機器、電子システムを装備いたしまして、安全性の向上を図るようにいたしております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたら、質疑等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第121号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第121号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いします。

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

それでは、委員会資料3ページでございます。第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）のうち防災部関係分につきまして御説明いたします。

歳出総括表の中ほど、補正額、B欄に記載しておりますが、防災部合計で5,100万円余の増額補正をするものでございます。

次の4ページに、この内訳を記載しております。表の中ほどの防災危機管理課の2、震災・風水害等災害対策事業につきましては、また後ほど御説明をいたします。

その他の項目は防災部3課それぞれで計上しております、一般職の給与費につきまして、本年度の職員数やその年齢構成等を基に補正するものでございます。消防総務課で1,200万円余、防災危機管理課で800万円余の増額補正、原子力安全対策課で500万円余を減額補正するものでございます。

続きまして、震災・風水害等災害対策事業費の補正内容について御説明をいたします。資料は5ページでございます。

1ポツの概要に記載しておりますように、県では能登半島地震を踏まえまして、島根半島部における災害時の対応として、昨年度、ヘリコプターの場外離着陸場の適地調査を行っております。今回御説明する事業につきましては、昨年度調査で抽出いたしました場所の中で、ヘリコプターが離着陸するに当たって整備が必要な3か所につきまして、整地等の対策を行うものでございます。

2ポツに事業内容を記載しております。事業主体につきましては、松江市と出雲市とし

ております。

実施場所・内容につきましては、（2）に記載しておりますけども、松江市は秋鹿北港と美保関歴史・生活体験資料館の2か所におきまして整地と舗装を行うほか、美保関につきましては、人家が隣接しておりますことから、ヘリによる離着陸時の風の影響を減らすため、防風フェンスを設置することとしております。出雲市につきましては釜浦漁港の1か所で、倉庫等が近くにありますので、ここも整地と舗装に加えまして、防風フェンスを設置することとしております。

なお、6ページのほうに松江市、出雲市の整備する場所、内容について図面をつけておりますので、御確認をいただければと思います。

5ページに戻りまして、（3）事業の実施方法でございますけども、先ほど御説明しましたように、この事業は松江市と出雲市が事業主体となって実施するものであり、両市が国の緊急防災・減災事業債を活用して整備を行うこととなっております。県では市の負担が必要となる事業費の30%の相当額に対しまして補助を行うこととしております。

次の3ポツに予算額を記載しておりますが、両市への補助額として3,500万円を計上しております。

4ポツ、その他のところに記載しておりますが、両市におきましても、必要な予算を9月補正で計上しております。

次の7ページの債務負担行為について御説明いたします。防災拠点適地調査事業費でございますが、期間は令和7年度から8年度まで、限度額は4,200万円余でございます。

この事業は島根半島震災対策事業といたしまして、県が実施をいたします。県では、島根半島部での大規模災害発生時における支援体制を検討する必要があることから、この事業によりまして、既存の施設を活用して応援部隊や物資の受入れが可能かなどについて調査を行う計画としております。具体的には、緊急消防援助隊や自衛隊といった実動組織による陸路、空路からの活動拠点や緊急物資を受け入れることが可能な施設に関して、既存の施設が適地であるかどうかといったことについて調査をするものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

尾村委員。

○尾村委員

採決前に討論をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

○久城委員長

はい。

尾村委員。

○尾村委員

私は、この第100号の補正予算案でございますけれども、事業そのものには賛成です。職員の人事費の補正、これ、当然のことですし、それから、島根半島の震災対策事業、これ、大変いいことです。だから、事業そのものは賛成です。

しかしながら、私としてはこれに反対と言わざるを得ません。それは事業を実施する財

源の問題であります。県は、島根半島の防災対策ということで、今後10年間で約100億円をかけて震災対策事業を実施するという方針であります。しかしながら、その財源という点でいえば、原発の稼働を推進する中国電力から、年間5億円を目安に、大体10年間で50億円もの協力金を受領するということで、この事業が今進もうとしております。私は、何度も言いますけども、震災対策事業は賛成です。やるべきです。しかし、この中国電力が財源を負担するということは反対なんです。それは、やはり島根県政は原発マネーに汚染されてはならない。原発推進の中国電力に対して県政が毅然とした対応が取れなくなってしまう、このことを危惧します。ですので、私は、この事業は本当に必要だし、やるべきだと思います。ただ、財源としては、本来ならば国のお金でやるべきことであって、中国電力から負担を求めるべきではない。それから、本当にこの地域の防災対策を進めるんだったら、原発は稼働すべきではない。それが本当の安全になる、防災対策になるというふうに考えます。よって、この第100号の予算案については反対という立場であります。

○久城委員長

そのほか御意見、よろしゅうござりますか。

それでは、御異議がありました、この第100号議案について、採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。第100号議案のうち関係分について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手多数。よって、第100号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、陳情の審査を行います。

文書表1ページに載せてあります新規に受理しました陳情第158号、島根原発における放射性廃棄物の「地上管理」検討、についてであります。

なお、審査に入る前に、この陳情につきましては、陳情者から本委員会において陳情に関する趣旨説明を行いたいとの申出を受けておりますが、いかがいたしましょうか。

野津副委員長。

○野津副委員長

この陳情については、改めてこの趣旨説明を求めなくとも、文書を見れば審査可能だと思っておりますので、趣旨説明は要らないという判断でございます。意見として。

○久城委員長

ほか、御意見よろしゅうござりますか。

尾村委員。

○尾村委員

陳情者は今、来ておられるんですか。

○久城委員長

おられません。

尾村委員。

○尾村委員

私としては、陳情者が今、例えば廊下で待っておられるならば、趣旨説明を受け入れる立場ですし、いらっしゃらなかったら受けようがないですよね。そういう意見です。

○久城委員長

承知しました。

それでは、お諮りいたします。陳情者からの趣旨説明は求めないということで決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、陳情者からの趣旨説明は求めないということで決定いたします。

それでは、審査に入ります。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

神村原子力安全対策課長。

○神村原子力安全対策課長

それでは、私から、陳情第158号をめぐる状況について御説明いたします。国は、原子力発電所で使い終わった使用済燃料を再処理工場で加工し再利用することで、プルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としております。青森県六ヶ所村において建設中の再処理工場に搬出するまでの間、使用済燃料は原子力発電所の燃料プールや中間貯蔵施設等で一時的に保管をされます。また、国は、再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物について、30年から50年程度貯蔵した後、順次安全性を確認しつつ、地層処分により最終処分することとしております。なお、高レベル放射性廃棄物の処分方法については、国において科学的知見の蓄積を踏まえた継続的な検討を経て地層処分とすることとされており、国際的にも地層処分が現時点において最も有効であると認識をされております。

一方で、長期にわたる地上での管理は、地下よりも自然災害などの影響を受けやすく、安全上のリスクが次第に増大すること、将来世代に負担を先送りすることになることから、適当ではないとされております。

中国電力は、使用済燃料対策として、当面は現行の貯蔵設備を活用するとし、将来は使用済燃料の貯蔵状況等を勘案して、敷地内外における乾式貯蔵施設等、種々の方策について検討することとしております。また、中国電力は、島根原発の安定稼働に資するとして、山口県上関町において使用済燃料を一時的に保管する中間貯蔵施設の設置に係る検討を進めております。

私からは以上であります。

○久城委員長

説明がありましたが、委員の皆様、御意見がございましたらお願いします。

中村絢委員。

○中村絢委員

この陳情に対して、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む原子力政策は、国の責任において実施されるべきものです。島根原発で生じたものを他県に搬出することになっても、

それは国の原子力政策の枠組みによるものでありますて、地元の責任放棄だとする本陳情の主張は極めて遺憾であると思います。このような前提に立った陳情を容認することはできませんので、不採択とすべきだと思います。

○久城委員長

角委員。

○角委員

今、説明もありましたように、まだ地上管理ということについても安全性が問われている中、この地域に設置するっていう、求めるっていうことは、私は賛同しかねます。そもそも原発の稼働に関しては、私は反対する立場にありますし、これ以上使用済燃料を増やすことについて、私はこれも止めなきやいけないと思っています。そういう中にあって、ここに地上管理施設を造るということは、そこにまたどんどん使用済燃料がたまっていくことにもなりますし、安全性が確認されない、そういうものを我々が求めるということはすべきではないと思っています。あくまでも、これは国が今、地層管理ということになっていますが、いろんな意見もあると思います。そういう中で、この地上管理も含めて、もっと丁寧に調査、研究して、国がどういった方法が必要なのか、それを国民的議論にしてやるべきであって、私たち島根県のみがそのことに責任を負うことはないと思っていますので、この問題については不採択といたします。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

私も中村委員や角委員と同じような考え方で、原発における最終処分の在り方っていうのは、地層処分や地上管理の取扱いなどについて、高度な専門性を要するものかなというふうに思っています。そういう中で、この責任の所在は、まず国の中で検討されるべきで、島根県とか県議会で主体的に検討すべきじゃないかなというところの立場でいます。そういう中で、最終処分について国が一定の見解を示して、今、一部の地域で検討が進められているということもありますので、現時点で国に意見書を提出する状況にないかなというふうに判断しているところでございます。以上の理由から、不採択というふうに考えております。

○久城委員長

絲原委員。

○絲原委員

いろいろ今御意見あったわけですけど、本件のように専門的知識を要するというふうな事柄であるわけでありますて、まず執行部において検討、協議、調整しながら対応を検討すべきであると考えております。県議会としては、しかるべき段階や時期に執行部の求めに応じて議会等で審議を行うものであり、現時点で、この議会としての対応が必要な状況にはないと考えておりますので、したがって、不採択とすべきであります。

○久城委員長

野津副委員長。

○野津副委員長

先ほどある説明が執行部からもありましたし、ほかの委員の皆さんからもあったように、

これまでこの高レベル放射性廃棄物の問題の処分が、国において科学的かつ継続的に課題解決の検証がなされて地層処分ということになっていると私は判断します。これによつて、地層処分が最も現在有効な方法であることは国際的にも共通の認識ではないかと思っておりますし、一方で、長期にわたる地上での管理は、当然地下よりも自然災害などの影響を受けやすく、安全上のリスクが増大すること、また、将来世代に負担を先送りすることになること等から、私は適当じゃないというのが国の見解ではないかというふうに思つております。以上から、この陳情は不採択にすべきだと考えます。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

もとより極めて専門的な知見を要することなので、地上管理については、これはなじまない、地方議会では。あくまでやっぱりこれは国に委ねていく内容のことだと思いますので、これはちょっと無理があると、島根県の議会でやるのはという、そういう考えを持っています。

○久城委員長

ありがとうございました。

尾村委員。

○尾村委員

陳情書は、私は丁寧に読ませてもらったところです。陳情者の願意っていうのは陳情者が趣旨説明すれば一番分かったかもしれませんけども、陳情書を読む限りでは、陳情書の結びのところで、いわゆる原発の廃棄物の問題を自分事化として考えることが必要だと、こういうことを述べておられるわけですよね。だから、必ず原発で燃やせば核のごみが出るわけですから、これをどういうふうに処分していくのかということを陳情者は真剣に考えてはいらっしゃるというふうには思つております。

その上で、今の状況説明については執行部からるるあったわけですけれども、私は、考える必要があると思うのは、原発というのは技術的には未完成な技術だと。完成した技術ではないわけですよ。私は、2つ未完成だと思うのは、例えば格納容器の中に、いわゆる死の灰を閉じ込めておく技術がないわけです。福島原発事故というのは格納容器から死の灰が出たわけですよね。だから、閉じ込めておく技術がいまだに我々は勝ち取ってないわけですよ。それから、もう一つは、原発を動かせば必ず核のごみが出る。使用済核燃料が出てくる。すなわち自分が燃やした核燃料、燃料の後始末ができないわけですよ。ここに原発が技術的に未完成だと言われるゆえんがあると私は思つております。

それで、高レベル放射性廃棄物をどうするのかという点で、国は一定、この間ずっと対応を取ってきたわけですね。例えば高レベル放射性廃棄物の最終処分方法として、国は何をやろうしてきたのかといえば、宇宙へ投棄しようと考えた。それから、海洋底に埋設しようと考えた。南極の氷床への埋設、こういったことを国は検討してきたわけですよ。だけども、どの方法にも難点があって、国は断念してきた。だから、この間、核のごみの最終処分場ということで、いわゆる科学的特性マップを公表して、国が前面に立って立地調査を自治体に押しつけてきたという経緯があると思います。その中で、交付金を出すからということで、文献調査に手を挙げてくれということで、今のところは北海道の寿都町、

それから北海道の神恵内村、佐賀県の玄海町、ここで手を挙げたというのが経緯なわけです。だけど、先には進んでいない。だから、いろんな問題が起こってきてるわけですよね。

私は、この点で考えないといけないのは、この放射性廃棄物をどうするのか、高レベル放射性廃棄物をどうするかというときに、一つは国の責任がどうなのか。それから、島根県としてどう責任を果たすのか。私は国の責任の果たし方と県の責任の果たし方、私は県議会議員ですから、県の責任の果たし方、この2つを考えたときにね、まず、私は県議会議員ですから、県の責任の果たし方としたら、島根原発で原発を動かせば必ず使用済核燃料は出てくる。この使用済核燃料を再処理しようとして六ヶ所村に持っていくと思っても、これはまだ稼働していない。だから、どんどんどんどんたまつてくる。だったら私は、県の責任の取り方としては原発を動かすべきではない、核のごみの処理方法ができないんだったら、それを出すべきではない、だから、原発を動かしてはならない、私はこれが県の責任の取り方だというふうに思っております。

それから、国の責任の取り方という点でいうと、国は今、第7次エネルギー基本計画で原発をどんどん動かそう、最大限活用すると言ってますけども、私はこれには反対なんです。核燃料サイクル政策はもう完全に行き詰まっていますから。もうこの路線はやめるべきだと思ってます。そこで国に何を私は求めるかといったら、国として、やはり核のごみの処分、それから手段、そういったものを専門家の英知を本当に結集して研究開発を進めていくと、これは国の責任で行うべきだと思います。

2つ目に、使用済核燃料の貯蔵方法の結論が出るまでは、何か島根原発のどこかに置くとかいうことじゃなくて、国の責任で厳重なる管理を行うと。これが私は国の責任だというふうに思っております。

以上の立場から、本陳情には私は賛同できません。

○久城委員長

ありがとうございました。

委員の皆さん全員から御意見いただきました。採決を採りたいと思います。

採決は可を諮る原則になってますので、陳情第158号を採択とすべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

[挙手なし]

○久城委員長

挙手なしということで、本陳情は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で陳情の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

資料の8ページをお願いいたします。私からは航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機KC-46Aの追加配備について御説明いたします。

空中給油・輸送機KC-46Aの追加配備につきましては、今年5月の常任委員会におきまして、美保基地配備の経過ですとか配備する理由、配備スケジュール等について御説

明したところでございますけれども、その祭、県の回答方針案につきましては、県からの意見照会に対します地元松江市、安来市の回答を踏まえた上で御説明することとしておりました。県からの意見照会に対しまして、両市から追加配備に対する回答と意見の提出がございましたので、本日は両市の回答及び県の国に対する回答方針案について御報告するものでございます。

まず、1ポツの主な経過等でございますけれども、改めまして御説明しますと、現在、美保基地にはKC-46Aが4機配備されておりまして、令和7年度中に配備が予定されております2機を含めますと、計6機配備されることとなっております。今回の追加配備につきましては、令和7年2月18日に防衛省中国四国防衛局から、令和7年度の政府予算に取得費が計上されました4機につきまして、美保基地へ配備したい旨の説明及び協議の申入れがあつたものでございます。この申入れを受けまして、県では今年2月に地元の自治体でございます松江市、安来市に意見照会を行うとともに、3月7日の常任委員会の場で事案の概要を御説明しております。この追加配備につきましては、鳥取県では地元の米子市、境港市が同意したことを踏まえまして、既に3月26日に、県として同意する旨の回答を国に行っております。また、松江市、安来市両市につきましては、安来市が6月6日に、松江市につきましては9月22日に、それぞれ議会に諮った上で、県に対し同意する旨の回答を行っているところでございます。

次に、2ポツの県の回答方針（案）につきましては、県の回答方針案を御説明する前に、次のページ、9ページの表をお願いいたします。この表につきましては、県の意見照会に対します松江市、安来市の回答及び回答に付された意見と県の回答方針案につきまして、要望事項ごとに整理し記載したものとなっております。

まず、追加配備することにつきましては、この表にございますように、両市とも了承または同意するとの回答をいただいております。

次に、国への要望事項につきましては、安全運航、騒音対策、これに関する両市からは、資料に記載したとおり、安全運航と騒音対策について御意見をいただいたほか、松江市からは燃料等の保管設備、その管理体制についても意見が出されております。

次に、情報提供に関する事項につきましては、松江市からは、運用等の変更ですとか機種及び機数増加等の変更が生じる場合は速やかに情報提供と事前協議を行い、地元の理解を求めることが、また、安来市からも、航空機の運用等に変更が生じる場合は速やかに情報提供と協議を行うことについて、意見が出されております。また、松江市からは、美保基地の航空祭等に伴います飛行訓練など、通常と異なる訓練飛行、こうしたものを行うに当たりましては、周辺住民の理解を求めるなどについての意見も出されております。

次に、基地周辺の環境整備につきましては、松江市からは、基地などの特定防衛施設が設置されました市町村を対象とした国の交付金制度につきまして、境港市や米子市と同様に適用されますよう現行制度を見直すことについて、また、現在松江市に適用されております基地等の周辺地域の地域振興ですとか、環境整備等を目的とした民生安定化事業、こういったものにつきまして、その対象事業の拡大及び財源の確保について意見が出されております。

そうしますと、8ページに戻っていただきまして、県では、こうした地元両市の意見を踏まえまして、2ポツに書いております県の回答方針（案）、これにつきましては（1）

のとおり、同意するということとしております。また、（2）の回答に付す県の意見につきましては、記載しておりますとおり、先ほど表の形で御説明しました、地元両市から出されました意見を網羅した形で、県としても意見を付して回答することとしております。

私の御説明は以上でございます。

○久城委員長

河野原子力防災対策室長。

○河野原子力防災対策室長

私は令和7年度島根県原子力防災訓練について御報告いたします。資料の10ページを御覧ください。

1に、訓練の目的としましては、関係機関相互の連携、防災業務関係者の技術習得、住民参加による理解の向上などであります。

次に、2、日程と訓練項目です。まず、住民の方々に御参加いただく避難訓練については、11月9日に出雲市、安来市、雲南市で実施し、11月29日に松江市で実施します。また、自治体等を対象とした初動対応訓練については12月24日に実施します。

表の下には、その他の個別訓練を記載しております。主なものとしましては、11月から12月にかけて、在宅の避難行動要支援者、社会福祉施設、病院の避難訓練をそれぞれ実施します。

3の参加機関は記載のとおりです。

最後の4に重点項目を記載しております。

1点目としましては、避難行動要支援者の避難手順の確認ということで、これは11月1日に実施します在宅の訓練の中で、PAZ5キロ圏内の要支援者に関する情報把握や福祉車両の手配など、一連の避難手順を県と松江市が連携して確認をします。

2点目として、緊急時モニタリングの多様な実施方法の確認として、これは11月9日に航空機モニタリング訓練を実施し、災害等でモニタリングポストが故障するなどした際の代替手段として、ドローン等による実施方法を確認します。

私は以上となります。

○久城委員長

説明がありましたが、御意見、質疑等ございましたらお願いします。

角委員。

○角委員

空中給油機の配備の問題なんですけども、私、こんなにどんどん空中給油機などが配備されることについて、非常に危惧するものなんですけども、今、ボーイングもどんどん増加していく、そういう中で、こういう空中給油機を配備していくことにつながっていくんですけども、こういう防衛機器を増やすことに伴って自衛隊員も増強していかなければいけないですし、また、技術的な訓練とかそういうこともしないといけないと思うんですよ。機器ばかりがどんどん配備されても、それをうまく使いこなせなければ、結局ここらあたりで事故が起きたりということもなくはないというふうなことも思います。何かそういう戦争の危機があるようなことをどんどん言わせて、私たちもそれに乗せられて、こういうことをどんどん追認していると、とんでもないことになるんじゃないかなっていうことはすごく危惧されるんですけども、この防衛装備を拡充していくことに伴う人員の確保だと

か、あるいはその人員の養成だとか、そういうことが十分になされてるのかということなども確認されているのでしょうか。そのところをお聞きしたいと思います。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

K C – 4 6 A の追加の配備につきましては、例えば燃料等の設備の増設ですとか、あと、当然乗組員の養成、確保、そうしたものが必要ということを聞いておりまして、国のほうでは必要な体制の整備を図るということは聞いております。

○久城委員長

角委員。

○角委員

体制の整備、もちろんそう言われるんでしょうが、そこら辺をきちんと、どういう状況にあるのかっていうのは現地なり、あるいはそういうところで確認をされているんでしょうか。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

現地で確認ということではございませんけれども、まだ国のほうとしてもどういった形で整備をして、この機種にどれだけの人数が確保するということを最終的に確定したということは、県としては聞いておりませんので、そういったことも含めて、国のほうで今後整理されて、体制の充実を図られるということと承知しております。

○久城委員長

角委員。

○角委員

そうすると、そういうことが確認されなければ、これは配備を止めるということも可能なんですか。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

追加配備を行う、その運用ですとか体制の整備は図られた上での話になると思っておりますので、受入れ体制ですとか人員の配備、そういった充実を図った上で追加配備されるということと承知しております。

○久城委員長

角委員。

○角委員

それはその都度協議があるというふうに思っていいんですね。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

この追加配備に伴います人員ですとか、整備の体制ですとか、受入れ体制の整備の状況、

そういうものについては国のほうと情報共有をしながら、そういうことについて県としても把握していきたいと考えております。

○久城委員長

よろしいですか、角委員。

○角委員

はい。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

今、冒頭、加本防災危機管理課長から説明があったように、今年度の国の防衛予算が8兆7,000億円だと。この8兆7,000億円の中に、美保基地に配備しようとしている空中給油機が入ってるわけですよね。私が非常に危惧するのは、2015年に安全保障法制が、これ、大きな反対運動が起きましたけれども、これは集団的自衛権行使を容認するという内容だった。こういう法律が通り、2022年に安保三文書が閣議決定されたと。この安保三文書というのを一体何かといったら、日本が敵基地攻撃能力を保有すると。だから、日本が敵の基地を攻撃する能力が保有できるんだということを閣議決定したわけですよ。そして、5年間で43兆円の軍事費を出していくんですと。今後、出していくんです。そういうことが決められてるわけですよ。だから、非常に危険な方向に今進んでいて、日米一体で私は戦争の方向に今行きかねない、日米共同でやりかねない危険な状況だというふうに思っております。それは今前提の話です。

今、加本防災危機管理課長が説明されたように、この問題、安来市からは同意の回答があった、松江市からも同意の回答があったということですけれども、松江市としては住民説明会をやってるわけですよ、何回か、4か所か5か所かだったかな、住民説明会をやってるんですよ。住民からは、この追加配備に対しての、私は不安の声が出たということを聞いてますけれども、住民説明会の松江市での状況について説明していただけませんですか。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

松江市の住民説明でどのような意見が出たかということでございますけれども、県からの照会を受けまして、松江市では、八束、東出雲、竹矢、本庄、美保関、計5地区におきまして住民説明会を開催したと聞いております。

この説明会におきましては、出席された方からは、現在でも住宅の密集地の上を連続して飛行する訓練が行われているときがあるけれども、追加配備されればもっと頻繁に行われるのではないかとか、増機によりまして、燃料保管庫が増設されますけれども、燃料の保管方法については万全かといった意見ですとか、あと、KC-46Aが追加配備されることで美保基地が攻撃の対象となるのではないかと、そういう意見や声が出されたと聞いておりますし、また、住民の安全の確保、これを徹底していただきたいですか、市民向けの広報を丁寧に説明して行ってほしいと、そういう意見が出されたと聞いております。

これに対しましては、国のほうからは、追加配備後の運行回数の変化に伴う地元への影響を最小限にしよう努力していくですとか、今回の追加配備のような防空体制の強化については、我が国の攻撃を未然に防ぐと、そういういた抑止力を高めて、我が国の攻撃の可能性を低下させるものであると。ひいては国民の安全につながると、そういういた回答もなされております。また、自衛隊機の安全運航ですとか燃料保管庫といった施設、こういった施設の安全対策につきましても、追加配備後において万全を期すという、そういういた所存であるということを聞いておりますし、地元住民の安全確保にも努めていくというお話をもあったということを聞いております。

また、今後につきましても、地元住民に分かりやすく伝えるということに努めるというお話もあったというふうに、そういういた回答がなされたということを聞いておりまして、今回、松江市から県に対して出されました意見につきましては、こうした住民の方々の声を踏まえた上で県に出されたというふうに聞いております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

丁寧に今回答していただいたんですけど、やっぱり住民からは万々歳、どうぞどうぞ、4機の配備どうぞどうぞってなっていないわけですよ。様々な懸念の声が出てるわけですよ。だから、それは、いわゆる部品が落下した、または騒音、それから飛行機、空中給油機自体が本当に危険じゃないかとか、空飛ぶガソリンスタンドですからね。だから、こういうことに対して非常に懸念の声があるということだと私は思うわけです。

加本防災危機管理課長から、じゃあ、それは、そういう住民の声に対して国はどう回答したかといったら、国の回答も今御説明いただいたけども、国は万全を期すということを一言で言えば言ってるわけですよ。では、私はそのときにね、この島根県を見たときに、米軍機の低空飛行訓練が西部ですごく増えてますよね。防災部も地元市町と一緒にになって何度も国に申入れしてますよね。これは米軍がやってることだけど、非常に毎年毎年訓練が増えてるわけですよ、違法な訓練がね。

私はやっぱり、さきに米軍岩国基地で、空母艦載機による陸上離着陸訓練をやられたと。防災部の皆さんには知ってると思うけど、苦情が何件来たかっていいたら、1,000件来たわけですよね。岩国市議会では、そういう空母艦載機の陸上着艦訓練はもうやめてほしいと、国に意見書を出した。岩国の福田市長も国に言ってるわけですよ、もう二度とやつては駄目だと、やらないでくれって言ってるわけです。しかし、防衛大臣は、岩国のその声に対して何て言ったかといったら、必要不可欠な訓練だと言ってるわけですよ。だから、それは米軍のことですけれども、だけど、今は日米一体で危険なことが進んでいこうとしているわけで、住民の命と安全を守る国が本当に日本の国民を守ってくれるのかっていうことが私は問われると思うわけですよ。

加本防災危機管理課長、ちょっと厳しいこと言って悪いけれども、こうやって国に意見を付してはいるけれども、本当にこれは守られる保障というか担保というのがあるのかどうなのか、または、住民の安全に反するようなことが起こったときに、県として毅然として対応を本当にやるのかどうなのか、その点についての考え方を述べていただきたいなと思います。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

まず、県につきましては、これまで自衛隊機の部品の落下ですか、あと、米軍機の低空飛行訓練、こうしたものに対しまして、県民の安全安心が損なわれることがないよう、そういう事案が発生した場合には強く国の方に対しても申入れを行ってきたところでございます。

また、毎年行っております国への重点要望につきましても、美保基地における自衛隊の航空機につきまして、整備点検の徹底ですか、安全運航に万全を期すよう要望をしておるところでございまして、米軍機の低空飛行訓練については、例えば県西部の5市町で構成いたします米軍機の騒音等対策協議会、こうした協議会との共同の要望におきまして、例えば極端な低空飛行の中止ですか、休日、夜間等における飛行訓練を行わないよう要望しております。

今回の追加配備に当たりましては、松江市及び安来市から下されました意見、こうしたものをしっかりと国に伝えますとともに、県としましても、県民の安全安心、こうしたものが損なわれることがないように運航の安全ですか騒音対策、これに万全を期すように引き続きしっかりと国に伝えることといたしております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

県の立場というか考えは分かりました。私は、しかしこれ以上、境港、もちろん、それから美保基地、この地域の境港については特定利用港湾のことを言ったんですけども、これ以上の軍備機能強化はやめるべきだということを私は訴えておきたいと思います。これは議決案件ではありませんけれども、私は、この申入れに対しては、同意ということには反対だということで、意見としては述べておきたいというふうに思います。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

空中給油機について、我が国の防衛の在り方は、国防を担当する政府において、現在の安全保障環境を踏まえた上で適切に対応されるべきものであります。それを前提としつつも、我が国としては、当然、防衛の隙ですね、隙をつくって他国に「いける」と思わせないためにも、しっかりとした体制を整備していくかいいといけないというふうに思っております。自衛隊は、あくまで専守防衛の組織であります、今回のような防空体制の強化は、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるとともに、その結果として国民の安全にもつながるものであると思います。島根県としては、こうした配備体制の充実や機能強化が図られることは、県民の安全安心を確保する観点から賛成したいと思います。先ほど申し上げたことは、まず防衛面について。

次、防災面についてなんですけども、美保基地における自衛隊機の配備体制や機能の強化は、災害時において人員物資の輸送であったり、住民の避難などが必要となった際には大きな力になるものと考えます。

それで最後に一つ要望させていただきたいんですけども、今回の追加配備に当たっては、住民の安全安心を確保するため、回答に当たって、これまで以上に安全運航と騒音対策などについては万全を期すように、しっかりと国へは要望していただきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○久城委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

追加配備に当たりましては、地元の自治体であります松江市と安来市、この両市からも安全運航と騒音対策に万全を期すことなどについて国に求めるという意見が出されております。回答に当たりましては、県といたしましても、より一層の安全運航と騒音対策、これに万全を期すことを国に求めるとしておりますし、松江市、安来市から提出されました意見につきまして、国としても真摯に対応するよう、しっかりと国の方に伝えていくということとしてございます。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

私からは、原子力防災訓練についてちょっとお尋ねというか聞きたいと思ってまして、先日、原子力防災の観点ではないんですけども、私、東北の震災が起こった女川町に行ってきたんですけども、やっぱり、沿岸部の地域の中で防災教育だったりとか防災意識がどれだけ高まっていたかっていうのが住民の命に関わっていたっていうことで、今回、原子力防災訓練なんでちょっと性質は異なるものかなというふうには思ってるんですが、より想定し得ない有事が万が一起こったときの想定のための訓練だというふうに理解したときに、そういった、自分の命を守っていくっていう行動を一人でも多くの住民が取れるかで、その知識を平時の頃からどれだけ得ておけるかっていうことが大事だなというふうに思っています。

そういう中で、今回のこの原子力防災訓練は毎年していらっしゃるものなんでしょうか。改めて、最初に確認させていただきます。

○久城委員長

河野原子力防災対策室長。

○河野原子力防災対策室長

御説明しました住民避難訓練、初動対応訓練、これは毎年度行っております。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございます。

一般的な県民の感覚では、この原子力防災訓練、やっているかな、やってないかなぐらいの意識というか、思い返すとやってたかなっていうような感覚かなって思ってまして、訓練を行うとなったときに、学校や職場の理解は必要だと思うんですけども、やっぱり一人一人の県民がそういった万が一を想定して、どういったアクションを取ればいいかっていう最低限のアクションプランだったりとか、あとは、いろんなデマも東北の東日本大震

災のときは起こったなと思ってまして、そういったときに正しい情報をしっかりと発信していくことが一番大事かなというふうに思ってまして、今回、この訓練の中で、昨年度の課題になったりとか、これまでの中で課題になっていて検証すべきポイントが何だと執行部の皆さんにお考えで、より裾野広く県民が当事者意識を持っていく訓練にするためには、どんな工夫をしていくのかっていうことをぜひ聞かせていただきたいと思っています。

○久城委員長

河野原子力防災対策室長。

○河野原子力防災対策室長

先ほど森山委員がおっしゃったように、やっぱりデマっていうところが、これは原子力災害に限らず自然災害でもそうなんですけどあります。昨年度、これは職員を対象とした初動対応訓練ですが、デマがインターネット上に出てるという想定で、これ、ブラインドでやったんですけども、そうしたときには、課題としては、それを正しく行政の情報として、訂正といいますか、冷静な情報をつかんでいただくっていうところをどういうふうに伝えるかっていうのが難しかったですで、そういったところを引き続き、初動対応訓練でもやっていきたいと思っておりますし、あと、最初、委員のほうが前半で言われましたこの原子力訓練やってるかやってないかっていうところなんですけども、当然、この住民避難訓練に合わせて、いろんな民放の番組でありますとか新聞広報に合わせて避難の方法とか、そういったところもしっかりと広報していきたいと思っております。

○久城委員長

よろしいですか。

先ほどの空中給油機の追加配備に関しては、賛成と反対と御意見出ましたので、執行部におかれましては、これらの意見の趣旨をしっかりと国に伝えていただいて、県民の安全安心の確保に万全を期していただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、防災部全般に関して委員の皆様から何かありましたらお願ひいたします。

ないようでしたら、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

なお、地域振興部所管事項の審査及び調査については午後1時から開始しますので、ここで休憩といたします。

[休憩]

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより地域振興部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

久城委員長、野津副委員長をはじめ委員の皆様には、平素より地域振興部所管の事項などにつきまして格別の御支援、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

冒頭、私のほうからは2点について申し上げさせていただきます。

まず、1点目は、ベトナムとのチャーター便の関係でございます。ベトナム航空等との

覚書に基づきます国際チャーター便につきましては、昨年5月、今年3月に続きまして、今月の18日から22日にかけまして、チャーター第3便を運航する予定といたしております。現時点の予約率といたしましては、ベトナムからのインバウンドのほうは、ほぼ満席となります98%、アウトバウンドは81%となっております。

このチャーター第3便を利用いたしまして関係部局の職員がベトナムを訪問し、関係機関の訪問や島根県のPRを行う予定としておりますけれども、これに合わせまして、建設分野などでは業界関係者の皆様が外国人材に関する理解を深めることなどを目的に、現地の人材育成機関などの視察を行われる予定となっております。

現在、次なるチャーターとなります第4便につきましても、その運航に向けて調整を進めているところでございますけれども、引き続き、こうしたチャーター便の実績を積み重ねまして、連続チャーター便の実現につなげていきたいと考えております。

2点目は、Uターン・Iターンの促進の関係であります。しまね暮らしの魅力を発信する交流イベント、しまね暮らしマルシェと総合相談会しまね移住フェアという2つのイベントにつきましては、その相乗効果も狙いまして、昨年から同日、同会場で開催しておりますが、先日の日曜日、9月28日には、この合同イベントを大阪において開催いたしまして、多くの皆様に御来場いただいたところでございます。また、今月25日には、同じく大阪におきまして、主に県出身の学生や社会人を対象とした合同企業説明会しまね企業EXPOの開催を予定しております、今後、東京においても同様に、それぞれのイベントを開催する予定としているところでございます。引き続き、このような機会を通じまして、より多くの方々に島根への関心をお寄せいただき、移住定住を促進してまいりたいと考えております。

本日は、条例案2件、予算案2件のほか、報告事項2点について御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、萩・石見空港利用促進対策室の井上室長が体調不良のため欠席とさせていただいております。御了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

#### ○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました地域振興部に係る議案は条例案2件、予算案2件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分及び第118号議案について、執行部から説明を受けます。質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは順次お願ひいたします。

小山地域政策課長。

#### ○小山地域政策課長

それでは、地域振興部資料の1ページをお願ひいたします。第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例について、関係分を御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、第2期中期財政運営方針に基づきまして、受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを一斉に実施するものでございます。

当部で改正の対象となる条例や規則は、島根県手数料条例をはじめとし、しまね海洋館

条例、中山間地域研究センター条例などでございます。

3で、主な改正項目といたしましては、額の見直しでは、指定管理施設について、アクアスの入館料の大人を150円引上げ1,710円に、小中高生を50円引上げ560円に改定いたします。また、試験研究機関の分析手数料等では、中山間地域研究センターの木材強度に関する曲げ試験の手数料について3,090円引上げ1万1,500円に、中山間地域研究センターの大会議室の使用料について、1,540円引上げ1万7,700円に改定いたしたいと考えております。

また、ウのその他の手数料では、政治資金規正法関連の書面の写しの交付手数料について、CD-Rに複写したものを1枚当たりの単価を10円引上げ140円といたします。

(2)のほうで、このたび廃止する項目といたしましては、政治資金規正法関係の書面の写しの交付手数料について、フレキシブルディスクカートリッジに複写するものに係る交付手数料と中山間地域研究センターにおける土壤分析などに係る手数料で、いずれも利用見込みのない事務に係るものでございます。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。新規項目といたしましては、政治資金規正法に基づく書面の写しの交付について、DVDに複写したものによる交付の手数料など、3項目について事務の追加等により新設をするものでございます。

最後に、施行期日でございます。令和8年4月1日から施行するものといたしますが、下に記載しております項目につきましては、交付の日または令和8年1月1日からの施行となります。

私からは以上でございます。

○久城委員長

新田市町村課長。

○新田市町村課長

資料の3ページを御覧ください。私のほうから第118号議案、島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

はじめに、選挙運動の公費負担について簡単に御説明させていただきます。公職選挙法では、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段としまして、国または地方公共団体がその費用を公費で負担する制度、いわゆる選挙公営制度を設けております。島根県議会議員及び島根県知事選挙における選挙公営については、県が条例を定め選挙運動用自動車の使用とビラ及びポスターの作成に係る経費を公費で負担しております。

これを踏まえまして、1、提案理由ですが、1つが(1)のとおり、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員選挙における選挙運動に関し、ビラ及びポスターの作成の経費に係る限度額が改正されたことから、島根県議会議員及び島根県知事選挙におけるこれらの限度額についても、これに準じて引き上げるもの。

もう一つが、(2)のとおり、公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一により、個人演説会告知用ポスターの廃止を行う公職選挙法の改正に伴い、規定の整理を行うものでございます。

2、改正の内容ですが、(1)ビラの作成については、5万枚以下の場合、1枚7円7

3銭から8円38銭に。5万枚を超える場合は、5円18銭をベースとした計算式から5円62銭をベースとしたものに改正します。

(2) のポスターの作成については、ポスター掲示場の数が500以下の場合、1枚541円31銭をベースとした計算式から568円88銭をベースとしたものに。掲示場の数が500を超える場合は、28円35銭をベースとした計算式から30円73銭をベースとしたものに改正します。

(3) のポスターの規格の統一については、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、改正後は長さ42センチ、幅40センチ以内に統一され、個人演説会告知用ポスターは廃止となります。

すみません、先ほど(2)のポスター掲示場の数の500以下の場合の金額を誤って申し上げました。改正後、先ほど568円88銭と申し上げましたが、586円88銭の誤りでございます。訂正させていただきます。

それでは資料に戻りまして、3の施行期日等でございます。(1)、2の(1)及び2の改正については公布の日から。(3)の改正は令和8年1月1日から施行しまして、いずれも施行日以後にその期日が告示される選挙について適用することとしております。

私からは以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございましたらお願ひします。よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員

委員長、私、質疑はありませんが、討論をさせていただきたいと思います。

条例案の118号については賛成ですけれども、第117号の条例案は反対いたします。反対の理由を申し述べます。これは、先ほど説明があったとおり、使用料と手数料を値上げするというものであります。改正の趣旨という点でいうと、受益者負担の適正化を図る、労務費や物価の上昇を踏まえた手数料、使用料の見直しをするんだと。これが改正の趣旨だということあります。改正の趣旨の意味は分かります。その上で反対であります。

理由は、今、賃金でいえば物価が非常に上昇していて実質賃金が低下している、それから年金もそうですね。年金の支給に比べて物価の値上がりが大き過ぎる、実質年金も低下している、落ち込んでいると、こういう状況にございます。本日、10月1日ですけれども、本日からも食料品をはじめ、ありとあらゆるもの値上げがはじまりました。結局、これはどういうことかというと、収入が増えなくて支出が増えるということですから、県民の可処分所得が低下をしている、こういう状況下にあります。こういう中で参議院選挙、今年の夏戦われて、その後、国会で十分、今の物価高騰対策に対する国の対策をすべきだと思いますけれども、これは十分なされていないという現状にあると思います。そういう中で、島根県としていかに物価高騰対策を行っていくのかということを考えなければならないというふうに思います。

今回、議案で出されているものの一つとして、例えば地域振興部ではしまね海洋館アクアスがあると。このしまね海洋館アクアスというのは一体何かといったら、公の施設なんですね。指定管理しているけれども公の施設だと。公の施設とは一体何かと言えば、地方自治法の第244条に公の施設とは何かということが規定されています。すなわち、地

方自治法でいえば、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設だと。すなわち、住民の福祉を増進するための施設がこれらの施設なわけですよね。そういう施設を値上げすれば、間違いなく利用が、県民からすれば利用を抑制するという方向になるわけです。違う言い方をすれば、利用を控えるということになるわけです。私は、今こういう現下の厳しい経済情勢の下で県民の暮らしが痛んでいるときに、島根県としてやるべき物価高騰対策の一つとしては、こういった公の施設の値上げをはじめ手数料の値上げは今やらない、このことが県が今でき得る一つの物価高騰対策だというふうに私は思います。そういう立場で、第117号議案は反対であります。

○久城委員長

ほか御意見ございますでしょうか。よろしうござりますか。

それでは、今御異議がございましたので、議案ごとに採決を諮りたいと思います。

それでは、まず、第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手多数。よって、第117号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、第118号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手全員。よって、第118号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分及び第103号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いします。

小山地域政策課長。

○小山地域政策課長

それでは、委員会資料4ページをお願いいたします。第100号議案、令和7年度一般会計補正予算について、関係分を御説明をいたします。

このたびの補正予算につきましては、まず、各課共通といたしまして、職員給与費につきまして、本年度の職員数、年齢構成を基に現員現給により補正を行うものでございます。表の一番下の行の内容欄に記載しておりますように、地域振興部全体では100名、昨年度から2名増であること及び年齢構成によりまして、職員給与費につきまして2,695万9,000円の増額を行うものでございます。

各課の事業における補正予算につきましては、しまね暮らし推進課では、しまね海洋館管理運営事業で、物価高騰などを踏まえ、指定管理料について404万円の増額を計上しております。

交通対策課につきましては、萩・石見空港路線維持事業で、東京2便運航の継続に向け

まして、乗客数のさらなる増加を図るため、冬季の旅行商品造成の支援の予算といたしまして2,400万円を、離島航空路線運航費補助事業で、島民運賃が値上げされたことから島民負担が増加しないよう新幹線並みまで運賃を引き下げるための予算といたしまして、920万4,000円の増額を計上しております。

地域振興部の補正後の予算額は、表の下から2行目の補正後の額の列のとおり64億4,570万1,000円となります。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。第103号議案、市町村振興資金特別会計補正予算についてでございます。歳入につきましては上の表でございますけれども、1の諸収入といたしまして、元利収入の確定による減額、3の繰越金といたしまして、昨年度の貸付け不用額7億4,523万4,000円の増額、これを合わせまして、7億4,373万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

歳出といたしましては、下の表のとおりでございますが、歳入の増額に見合う額を5の予備費に計上するものでございます。

私からは以上でございます。

○久城委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

それでは、資料6ページをお願いいたします。萩・石見空港路線維持事業でございます。この事業は、萩・石見空港東京線の2便運航の継続に向け、乗客数のさらなる増加を図るため、冬季における旅行会社による旅行商品造成を支援するものであります。

2の事業内容でございます。益田市が事務局となっている萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施しますイン対策として、集客力と販売実績のある大手旅行会社に対し、冬季における首都圏からの団体旅行商品造成を支援するものであります。

主な取組としましては、平日の利用を見込みます高齢者の会員を中心にツアー情報を直接郵送する取組ですか、旅行会社の会員向けにメールやLINEといったメディアを活用しまして、ツアー情報や募集案内を直接発信するといった情報発信の強化、旅行の目的地を当日まで明示しないミステリーツアーやノドグロやしまね和牛をはじめとした山陰の食を満喫するツアーといったような、従来の旅行商品と差別化を図り、特別感ある旅行商品を造成することとしております。

3の補正予算額としましては、2,400万円を計上しております。

資料下段の参考を御覧ください。政策コンテストに掲げる今年度の目標値は14万9,000人であり、また、5月の常任委員会で報告させていただきましたリスク分担制度の基準値は14万5,000人となっております。

今年度の利用者数でございます。8月末時点で5万6,787人であり、令和6年度と比較しまして、1,387人の増となっております。これは、夏季対策として、大手旅行会社と連携した積極的な誘客対策を実施し、8月の利用者が増加しており、9月にも一定の効果が出ると考えております。夏季対策と同様の手法で冬季対策を行い、東京線の利用促進に向け、引き続き地元の市町等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

続いて、資料7ページをお願いいたします。私からは、離島航空路線運航費補助事業のうち隠岐航空路運賃低廉化事業について御説明いたします。

1ポツの事業概要でございます。隠岐一出雲線につきましては、有人国境離島法に基づく国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して、隠岐の町村が航空路運賃の低廉化を実施しております。

3ポツの経緯に記載しておりますとおり、この路線につきましては、今年7月からJACにより離島割引運賃が引き上げられたことから、表にありますとおり、③の離島割引運賃の引上げ部分1,050円について、4の島民負担が増加しないよう⑤国交付金等を活用して支援を増額するものであります。

下の表、事業費内訳の表の一番下の欄にあるとおり、総事業費としましては、1,187万6,000円の増額が必要となります。このうち国が55%、県が22.5%を負担しまして、県が国負担分の交付を受けて県負担分と合わせて隠岐の各町村へ交付するものでございます。

これに基づきまして、4ポツの補正予算額としましては、920万4,000円を計上しております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたら、質疑、意見等ございましたらお願いします。

中村絢委員。。

○中村絢委員

すみません、もう少しだけ具体的に教えていただきたいのが、萩・石見便の、夏季対策として大手とタイアップされたという話だったんですけども、具体的に、ただタイアップするだけで1,000人も増えるのかっていうところが気になるんですけど、どういった内容なのか、もうちょっと具体的に教えてもらえますか。

○久城委員長

小畠地域振興部次長。

○小畠地域振興部次長（萩・石見空港）

御質問ありがとうございます。

具体に話をさせていただきますと、萩・石見空港の東京線を使った旅行商品の販売実績もあって、先ほど説明のございました修学旅行や、あと、会員を多く抱えている大手の旅行会社と連携をしたわけですけれども、特別商品というものは先ほど例示も上げておりますとおり、会員受けもいいものを、それから、一般にも受けのいいものをつくっていただき、そのツアーや情報を平日の利用も見込める高齢者などのターゲットも考えながら、ふだん以上に郵送によるダイレクトメールであるとかLINEなど、SNSをしっかりと使って何度も情報を送るなどして、直接的な働きかけをした、それで旅行したいという気持ちを促したという、そういう手段を取ってつなげてきた、その結果だということでございます。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございます。

多分これって、萩・石見だけじゃなくて全体的なところにも使えるノウハウだと思うんで、ぜひそれもまた経過を教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○久城委員長

ほかございますか。

尾村委員。

○尾村委員

リスク分担が県にとって厳しくなりましたよね。非常に県として頑張っていただいているということは十分分かった上で、8月までのところでね、8月頑張ったにせよ、しかし厳しいですね。非常に厳しい状況になると。いわゆる基準値までいかなければ県費を投入しなきゃならなくなる、こういうことになるわけで、当然、今日は10月1日だから、小畠次長はもう9月の利用実績を知ってるでしょう、出てるでしょう、手元にあるでしょう。

○久城委員長

小畠地域振興部次長。

○小畠地域振興部次長（萩・石見空港）

精査中ということでございますけれども、その速報値的なものは、先ほどちょっと前に現場のほうから聞いております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

すみません、委員長。速報値、もし言えるなら言ってもらえますか。

○久城委員長

小畠地域振興部次長。

○小畠地域振興部次長（萩・石見空港）

速報値としては、9月、単月で1万3, 100人程度だというふうに聞いております。まだこれからの数字の精査になります。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございます。

ちょっと言いづらいのに言ってもらったわけです。そうなると半年の数は、大まかな数が出てきたと。あと目標値、基準値までどう行くのかというところですね。今、予算として出るのはこの冬季の部分が出てるわけです。当然、これは予算上、冬季の分は事業として今出してるわけだけど、当然、部内としては、その目標値、基準値達成するためにどう伸ばすかというのは、当然議論はやられてると思うんですよ。ただそれは、また何かの事業をするんだったら予算として、事業として議会に出さないけんからね、全部言えんところはあろうかと思いますけども、当然、部としては戦略を持ってるわけですね、何らかのね。そういうことがあろうかと思うので、これやっぱり、木次地域振興部長さん、いわゆる基準値にいかなかつたら県費等になるわけ、県費の税金使うことになるんで。我々

としては、私も2便は死守したいと思ってますし、だけども、県費がペナルティーを出さなくていいように、これはみんなで努力していかないといけないということだと思いますので、やはり議会を含め、ありとあらゆる機会に実績値は出していただきたい、みんなで知恵を絞っていくという、この立場を貫いていただきたいなというふうに思っております。コメントがあればお願いします。

○久城委員長

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

御意見ありがとうございます。

地域振興部のみならず各部局共通した思いとして、このリスク分担発動14万5,000人になりますけれども、これをしっかりと上回るということで、関係部局連携して取組を進めております。また、当然のことながら県だけでできることではありませんので、幹事市町と呼んでおりますけれども、益田市をはじめとした圏域の市町さんとも常に最新の情報を共有しながら、何ができるかというのをこれまでにも話し合っております。今回、予算を増額して冬場対策を強化ということではありますけれども、既存の事業につきましても、本当にこの形がいいのかということも常に検証しながらこれまでもやってきております。8月、9月といったところで少し効果が出てきたところもありますけれども、そういったことをまたしっかりと頭に入れながら、冬場に向けてさらに取組をしていって、この14万5,000人を達成するようにということで、全庁挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行いたいと思います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、お諮りいたします。第100号議案のうち関係分及び第103号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第100号議案のうち関係分及び第103号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

質疑は説明の後、お願いたします。

それでは、順次説明をお願いします。

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

そうしますと、8ページをお願いいたします。生活実態を基にした救済等の制度における

る同性パートナーの取扱いについて御報告いたします。

まず、1についてですが、県の制度におきまして、生活を共にしている方を対象としているものがありますが、そこに記載しております犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件の最高裁判決におきまして、給付金の支給対象の遺族として定められております婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者に、同性パートナーも含まれるとの解釈が示されたところでございます。

理由につきましては、括弧内に記載をしております。説明は省略させていただきますが、下線部の根拠としまして、次ページ以降に判決の抜粋に下線をしておりますので、こちらについては、後ほど御覧いただければと思います。

次に、2でございます。この判決を受けまして、国においても各法令等における同性パートナーの取扱い等について検討が進められているところですが、県におきましても、判決の趣旨に鑑み、配偶者に事実婚を含み、同性パートナーも対象とすることが相当と考える制度について整理を行ったところでございます。

次に、3の県の対応、方針です。地域振興部における制度としましては、(1)の表に記載しておりますわくわく島根生活実現支援事業が対象となっております。

(2)の今後の対応ですが、当該事業につきましては、東京23区の在住、あるいは通勤者が島根県に移住した際の経費を助成する制度であります。支給要件は単身または2人以上の世帯となっておるところです。このうち2人以上の世帯におきましては、主として夫婦ないし子どもを含めた家族での申請が多いところですが、要件はあくまでも世帯となっておりますので、現制度におきましても、同性パートナーは対象となっておるところでございます。

のことから要綱の改正等は必要ございませんが、改めて市町村を含め取扱い等に関して周知したいと考えておるところでございます。

最後に、(3)でございますが、他部局の制度として健康福祉部や県警本部を中心に、ほかに10個の制度がございます。それらと合わせまして、県全体の取扱い等につきましては、11月1日に県のホームページで公表する予定となっております。また、他部局の制度につきましては、制度所管の委員会において報告が行われる予定ですので申し添えます。

私からは以上となります。

○久城委員長

新田市町村課長。

○新田市町村課長

それでは、資料の11ページをお願いいたします。私からは、令和6年度の県内市町村決算の概要等の速報について御報告いたします。

最初に、普通会計決算についてです。1の概況ですが、歳入規模は繰越金の減があったものの、地方交付税、繰入金、地方債の増等により、全体として増加しています。歳出規模は、繰出金の減があったものの、扶助費、人件費、補助費等の増等により、全体として増加しています。財政構造は経常収支比率は増、積立金現在高比率は減となり悪化しましたが、地方債現在高比率は減となり改善しています。

個別に見ていきますと、2の決算規模につきましては、歳入歳出とも2年連続のプラス

となっており、対前年度で、それぞれ2.3%、2.6%のプラスです。

3の歳入・歳出の状況については、主な歳入として、増分は、地方交付税が普通交付税及び特別交付税の増により47億円の増などとなっているほか、減分は、決算剰余金の減により繰越金が28億円の減などとなっております。

また、主な歳出は、増分として扶助費が市立保育所運営費及び児童手当等の増により、50億円の増などとなっているほか、減分として繰出金が下水道事業の法適化等による減のため、35億円の減などとなっております。

4の財政構造につきましては、経常収支比率は91.9%で0.8ポイントの増。積立金現在高比率は42.5%で1.9ポイントの減となりそれぞれ悪化しましたが、地方債現在高比率は205.8%で、5.2ポイントの減となり改善しております。

次に、公営企業会計決算です。1の概況ですが、公営企業数140企業のうち41企業が赤字となっております。

2の法適用企業につきまして、全体で純損失は12億円で、純損益は対前年度21億円の減となっており、累積欠損金は38企業で241億円を計上し、対前年度29億円の増となっております。

累積欠損金の主なものとして病院事業を記載しておりますが、全12病院のうち8病院が累積欠損金を計上している状況です。

続いて、12ページをお願いします。3の法非適用企業につきましては、全体の収益的収支の収支差引きは5億円で、対前年度27億円の減となっております。ほとんどの下水道事業が法適用事業となったため、大きく減少しております。

4の一般会計等からの繰入金は293億円で、対前年度3億円の減となっております。

5の企業債現在高は2,848億円で、対前年度77億円の減となっております。

続きまして、財政健全化法に基づく健全化判断基準等についてでございます。1の概況ですが、全ての指標おきまして早期健全化基準をクリアしております。実質公債費比率、将来負担比率とも年々改善傾向にはありますが、依然として全国平均と比べて高い状況にございます。

2の実質赤字比率・連結実質赤字比率については該当がございません。

3の実質公債費比率は10.4%で、対前年度0.5ポイントの減。4の将来負担比率は83.7%で0.5ポイントの減となり、いずれも改善しております。また、5の資金不足比率につきましては、69会計中2会計で資金不足となっております。

最後に、課題への取組状況について御説明します。県内市町村は、人件費の増加や物価高騰の影響を受ける中、公共施設の老朽化による更新投資の増加が見込まれるなど、依然として厳しい財政状況であります。それに対しまして、1ポツ目ですが、地方債の繰上償還や新規地方債の発行抑制、2ポツ目の交付税算定の見直しなど、国に対する働きかけ、3ポツの地方公営企業法の適用や水道事業・下水事業の広域化、共同化の検討、公立病院経営強化プランの推進などの取組を行いまして、改善を図っているところでございます。

県といたしましては、市町村の自主性や主体性を尊重しつつ、適切な財政運営が行われるよう引き続き情報提供、相談対応、助言を行ってまいります。

私からは以上です。

○久城委員長

説明がありましたが質疑、御意見等ございましたらお願ひします。

角委員。

○角委員

8ページの同性パートナーの取扱いについてということで、この判決が出たことによって、同性パートナーにとってもより暮らしやすくなる状況が出てくると思います。県もパートナーシップ宣誓制度を実行している中で、この法令が市町村隅々の部署まで行くようには、これは地域振興部だけではなくいろんな部局も、ここにも書いてありましたけど、関係することがあると思いますので、ぜひ徹底して遗漏のないように、対象者に不利なようなことが起きないように徹底して取り組んでいただきたいと思いますが、県庁内では、この情報共有とか取組についての何らかの取組があるんでしょうか、そこだけ教えていただければと思います。

○久城委員長

青木しまね暮らし推進課長。

○青木しまね暮らし推進課長

県の中では、人権同和対策課というところが大きな取りまとめをしておるところでございます。今回、全ての制度について見直しといいますか、照会等は人権同和対策課から行われておりますし、今後も毎年各部のほうに照会して、それはローリングをかけていくということでございます。今回の県民への発出についてもホームページ等を通じて、11月1日以降は人権同和対策課のホームページのほうからそれぞれの制度のところに飛ぶような形で周知をしていくということですので、そこら辺は人権同和対策課のほうが中心になりますけれども、各課のほうでもそれぞれ見ていきたいと思っております。

○久城委員長

角委員。

○角委員

ありがとうございました。

○久城委員長

よろしいですか。

ほかござりますか。よろしゅうござりますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、地域振興部全般に関して、委員の皆様から何かありましたらお願ひします。よろしいですね。

それでは、以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで10分間休憩します。13時55分から再開いたします。

[休 憇]

○久城委員長

それでは委員会を再開いたします。

これより土木部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

今岡土木部長。

## ○今岡土木部長

土木部長、今岡でございます。久城委員長、野津副委員長をはじめ委員の皆様方には、平素から土木行政推進につきまして格別の御指導、御鞭撻を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

本日は条例案2件、一般事件案1件、予算案4件について御審議いただきますほか、報告事項として4点御報告をさせていただきます。後ほど担当課長、室長より御説明のほうをいたします。

私のほうからは、2件御報告のほうをさせていただきます。先月、9月21日でございますが、山陰自動車道建設促進島根県民総決起大会、久城委員長はじめまして多くの方々に御出席をいただき、盛大に開催されたところでございます。大会決議にもございましたが、地域活性化と発展を促し、安全安心な地域を確実に次世代へ継承するためには、山陰道のミッシングリンク解消を図りまして、社会基盤の要である高速道路ネットワークをより充実させていくことが必要不可欠でございます。今後とも山陰道をはじめといたします高規格道路の整備促進に努めてまいります。

2点目でございますが、知事の提案理由説明にもございましたとおり、今月の22日、東京におきまして、鳥取県と共同で中海・宍道湖8の字ルート整備促進総決起大会を開催いたします。この大会では、中海・宍道湖8の字ルートの必要性を強く国のほうへ訴え、8の字ルートの一部を担います境港出雲道路の一日も早い国直轄による事業化などを求めてまいります。

引き続き、土木行政の執行に当たりまして、委員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

## ○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました土木部に関する議案は、条例案2件、一般事件案1件、予算案4件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第117号議案のうち関係分及び第119号議案について、執行部から説明を受けます。質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは説明をお願いします。

細田土木総務課長。

## ○細田土木総務課長

それでは、資料1ページを御覧ください。第117号議案、使用料及び手数料の額の改定等に関する条例のうち、土木部関係分について御説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨ですが、受益者負担の適正化を図るため、労務費や物価の上昇を踏まえた使用料及び手数料の見直しを全庁で一斉に実施するものでございます。

2の改正対象となる条例でございますが、土木部では、(1)から(7)までの7つの条例の改正と(8)の一つの告示を改正する予定ということにしております。

3の主な改正項目でございますが、まず、金額を改定するものにつきましては、使用料が全部で218件、手数料が282件ございまして、(1)のほうに使用料の主なもの、また、2ページでございますけれども、(2)のほうに手数料の主なものを記載しております。

ます。いずれも労務費や物価の上昇を踏まえて改定をするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。（3）でございますが、今回の見直しに伴いまして、新設する使用料が5件ございます。施設の整備や維持管理費用などを考慮しまして、新たに料金を設定するものでございます。また、廃止する手数料がイのとおり2件ございます。いずれもホームページでの閲覧を可能としたことから、閲覧手数料を廃止するものでございます。

4の施行期日ですが、土木部分は全て令和8年4月1日から施行することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

安部建築物安全推進室長。

○安部建築物安全推進室長

続きまして、私からは、第119号議案、島根県手数料条例の一部を改正する条例について御説明をします。資料は、4ページを御覧ください。

この議案については、令和7年8月21日の防災地区建設委員会において、条例議案の金額に誤りがあったことで報告させていただいた案件です。本議会において、正しい金額に改める条例案を提案するものです。

それでは、内容を説明させていただきます。1、改正の理由、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、県が行う事務に係る手数料について所要の改正を行う必要があります。

2番として、条例の概要、1戸建ての住宅の省エネ基準適合判定における仕様・計算併用法を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定を行います。島根県手数料条例第2条の別表の64の5項の第1号イ（ウ）bの床面積の合計が200平米以上のものとなります。手数料が改正前は2万3,000円、改正後が2万8,000円となります。

下の図を御覧ください。住宅における省エネ基準の評価方法は3つあります。緑色の部分、これが標準計算法。一番右側の白地のもの、これが仕様基準法。真ん中の青線で囲まれてる部分、これが仕様・計算併用法です。今回改正する手数料の仕様・計算併用法とは、外皮性能及び一次エネルギー消費性能について、一方の標準計算によりもう一方を仕様基準により適合される方法です。

施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

私からは以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員

委員長、討論させてください。

条例案2件のうち第119号については賛成であります。第117号については、さっきの地域振興部の中でも使用料、手数料の改定条例が出ましたけれども、土木部におきましても改定ということでございますけれども、私としては、非常に今物価高騰で県民の暮

らしが痛んでるときに、県としての物価高騰対策の一つとして、私は使用料と手数料は引き上げない、このことを求めたいと思います。あわせて言えば、さくらおろち湖自転車競技施設などの公の施設ですね。公の施設というのは、地方自治法でいうところの第244条に規定がございます。住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と、このように規定をされているところです。これら公の施設が、住民の皆さん利用に、値上げによって利用にブレーキがかかってくるわけですから、私としては今般、この物価高騰のときには、この値上げはやるべきではないというふうに考えるものであります。以上が反対の理由です。

○久城委員長

分かりました。

それでは、討論がございましたので、議案ごとに採決を諮りたいと思います。

まず、第117号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手多数でございます。よって、第117号議案のうち関係分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、第119号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手全員でございます。よって、第119号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第120号議案について、執行部から説明をお願いします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料の5ページをお願いいたします。第120号議案、県の行う建設事業に対する市町村の負担のうち土木部関係分につきまして御説明いたします。

県の行う建設事業に対する市町村の負担につきましては、道路法や地方財政法、下水道法におきまして、各事業による受益の限度において、当該市町村に対し事業に要する費用の一部を負担させることができるというふうにされております。表の真ん中の列に市町村の負担率を載せておりますけれども、市町村に負担金を求める事業並びに負担率は、昨年度から変更はございません。なお、関係する市町村に対しましては、各県土整備事務所から出向きて、事業内容や負担率、負担金の額などについて説明を行い、その負担につきまして御承諾いただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

尾村委員。

○尾村委員

今御説明あったように、市町村に対する負担金は、負担を求めることができる規定、負担をさせることができる規定であります。ですから、負担を求めるところもあろうかと思います。47都道府県において負担率が当然違つてるというふうに思います。中国5県での負担率の状況についてお知らせいただきたいと思います。

○久城委員長

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

中国地方の各県の市町村負担の状況について御質問をいただきました。道路や、ここに書いてある急傾斜など、各事業の細かい部分では異なる部分もあると思いますが、私どもの把握している範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、表の上にあります道路の事業でございますが、中国5県、全ての県でこの県単事業に負担を求めております。島根県では求めていない舗装整備の事業に負担を求めているような県もございます。

次、砂防の急傾斜事業につきましては、全ての県で県が実施する事業について負担を求めておられます。

それから、次の街路の事業についても、全ての県で負担を求めていると。

次に、都市公園、公園の事業でございますが、島根県は補助事業のみでございますけれども、他県では負担を求めていないところ、それから補助、県単、両方とも負担を求めているところ、また、県単のみといったところなど、まちまちでございます。

それから、一番下に書いてございます下水道の事業では、これも全ての県が負担を求めておりますけれども、一部県単事業では、求めていないところもございます。

また、そのほか、島根県では負担を求めていませんが、港湾事業とか海岸事業のほうで負担を求めているような県もございます。

負担率については若干差があるところもございますが、島根県が突出して高いとかそういうことはないというふうに認識をしております。以上でございます。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

各県によっては、または事業によって、その県の考え方があるでしょうから、県と市町村との折り合いというものがあるでしょうから負担率っていうのは違うんでしょうね。各県において、例えば広島とか岡山なんかだったら政令市が一部入ってますよね。だから、県の中で、いわゆる政令市と一般市町村との負担率っていうのは違うんじゃないかなと思うんですけど、これちょっと島根県とは関係ない話をしてごめんなさい。各県の中での、今言ったような政令市と一般の市町村との負担率は違いますでしょう、そこ分かりますか。

○久城委員長

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

大変申し訳ございません。こちらでは承知しておりません。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

ごめんなさい、なぜそういうことを言ったかというと、以前、私申したかもしれませんけども、岡山県では、この負担率をめぐって、市町村との間で負担金の考え方をめぐって、いわゆる対立というか考え方の相違というのがあったと思うんですよ。だから、今そういうことを聞いたんです。冒頭、細田土木総務課長が説明されたけど、島根県内では、いわゆる市町村から全く、いわゆる負担率を下げてほしいだとか、そういう意見は一つも出てないということでいいんですかね。

○久城委員長

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

こちらのほうでは、そういった声は承知しておりません。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

分かりました。市町村からそういう要望は上がってないということなんですね。だから、市町村議会でもそういう議論は全くないということですか。

○久城委員長

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

すみません、全て確認したわけではないのですが、そういった情報はこちらでは承知しております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

現状そういう認識ということであれば、承知いたしました。終わります。いいです。

○久城委員長

ほか、質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは採決に入りたいと思います。

尾村委員。

○尾村委員

私は、やはり県というのは、広域自治体なんですよ。広域自治体の役割っていう点から考えたときに、この負担率について言えば、防災に関する事業とか、それから広域的な役割を果たす事業というのは、私は、基本的に広域自治体が責任を持って進めるべきものだと思っております。そういう観点で言えば、砂防事業の急傾斜地崩壊対策事業などは、これは防災事業、災害対策事業ということで、県の責任で私はこの事業は進めていくべきものではないか、このように考えるものですから、本議案には反対になります。

○久城委員長

それでは採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。第120号議案について、原案のとおり可決すべきものとすること

に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手多数でございます。よって、第120号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第100号議案のうち関係分、第109号議案、第110号議案及び第116号議案について執行部から説明を受けます。

質疑は説明の後、お願ひいたします。

それでは順次説明をお願いします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料6ページを御覧ください。第100号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分並びに第109号議案、第110号議案、第116号議案について、一括して御説明をさせていただきます。

まず、令和7年度土木部9月補正予算案の概要でございますが、1に記載しておりますとおり4点ございます。1点目は、道路や河川等の国庫補助事業や社会資本整備総合交付金事業等の国の予算内示に合わせるもの。2点目は、島根半島震災対策事業の実施に伴うもの。3点目は、道路照明柱の緊急点検や舗装、区画線の修繕に伴うもの。4点目は、翌年度以降にわたりまして執行が必要な事業に係る債務負担行為の補正でございます。

2の歳出補正額でございますけれども、一般会計と特別会計を合わせて13億4,000万円の増額をお願いするものでございます。

3の補正内容でございます。1の公共事業につきましては、補助公共事業費が10億4,300万円の増、県単公共事業費が1億3,700万円の減、維持修繕費が4億5,700万円の増などとなっております。この内訳などにつきましては、後ほど別の資料で御説明をさせていただきます。

2、その他の事業でございますが、主な補正項目として3点ございます。1点目は、県営住宅特別会計におきまして、令和6年度に県営そら山団地の事業主体を県から雲南市に変更し有償譲渡したことに伴いまして、起債の繰上償還のため公債費を5,000万円増額するものでございます。

2点目は、同じく県営住宅特別会計ですが、令和6年度の決算の確定に伴いまして、余剰金の增加分を本年度に繰り越して、予備費として1,300万円を増額するものでございます。

3点目は、職員給与費につきまして、本年4月の定期人事異動後の現員現給を反映させるもので、1,300万円を減額するものでございます。

8ページを御覧ください。こちらは、一般会計と特別会計の補正予算案につきまして、課ごとの予算額を表したものでございます。

次に、9ページを御覧ください。債務負担行為の補正でございます。債務負担行為につきましては、上段の部分ですが、事業の進捗状況や計画変更などを踏まえまして、今回新たに追加をお願いするもの。また、下のほうは、既に認めていただいている限度額を

変更するもので、これらを合わせて25億9,800万円余の設定をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。流域下水道事業会計の補正でございます。1の主な補正内容でございます。まず、収益的収支におきましては、営業外収益が4,560万円の増で、これは、交付金などの増によるものでございます。営業費用が3,113万3,000円の増で、交付金事業や人事異動後の現員現給の反映に伴います職員給与費の増によるものでございます。

次に、資本的収支におきましては、国庫補助金が1億1,059万円の増、建設改良費が1億531万円の増で、これは、国からの防災・安全交付金等の内示に伴う公共事業などの増でございます。

2の収支見込みでございますが、表の真ん中の列、太線で囲ったところが今回の補正額となってございます。

次に、11ページをお願いいたします。3の債務負担行為の補正でございます。下水道事業につきましても、事業の進捗状況などによりまして債務負担行為の変更を行うもので、表の備考欄に変更と書いてございます一つの工事について5,000万円の増額の設定をお願いするもので、補正後の債務負担行為の限度額は24億247万5,000円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。一般会計、特別会計、それから流域下水道事業会計を合わせました土木部の公共事業について説明をさせていただきます。

表の中ほど、補正額の列の一番下、総合計の欄、丸で囲っておりますが、今回14億2,600万円の増額を行うことによりまして、補正後の公共事業の予算額は、右隣ですが、647億7,800万円となります。

その内訳としまして、網かけで記載しているところですけれども、補助公共事業費が10億4,300万円の増額、県単公共事業費が1億3,700万円の減額、維持修繕費が4億5,700万円の増額でございます。道路、河川など分野ごとの内訳は御覧のとおりでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。先ほどの公共事業のうち、国からの予算内示に伴いまして、事業費の補正や事業の振替などを行うもの以外に、補正項目が4点ございます。1点目は、島根半島震災対策事業のうち、道路のり面・落石対策等に4億7,660万円、2点目は、同じく島根半島震災対策事業のうち、県道及び市道の改良に9,360万円、3点目は、道路照明柱の緊急点検に8,800万円、めくって14ページでございますが、4点目としまして、道路の舗装・区画線の修繕に1億4,780万円の増額を計上しております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

続きまして、私から、第100号議案関係分、道路の舗装・区画線・道路標示修繕事業について御説明いたします。資料は15ページを御覧ください。

今週の月曜日、9月29日からNHK朝の連続テレビ小説「ばけばけ」の放送がはじま

ったことを契機に、松江城や出雲大社の周辺へ県内外から多くの観光客が訪れることが見込まれます。特に県外から自動車で訪れる観光客の方々が安全に運転できるように、道路の路面標示を管理する道路管理者と警察が一緒になって、交通量の多い道路の舗装や路面標示の修繕を一体的に行うための事業です。

この事業の対象区域ですが、松江城周辺を次の16ページに載せております。また、出雲大社周辺の施工範囲につきまして17ページに示しております。こちらの地図の中で赤いラインで示した箇所で路面標示の修繕を行いたいと考えております。また、緑色の丸で囲んである範囲につきましては、舗装を修繕したいと考えております。なお、赤いラインの点線区間については、国や市など、県以外の道路管理者が修繕する範囲を示しております。

この事業では、9月補正の予算額として、1億4,780万円を計上しております。内訳につきましては、表のとおりでございます。また、下のほうに囲み枠で参考として記載しておりますが、今後も路面標示の維持管理を道路管理者と警察が相互に連携しながら実施していくために、島根県路面標示等連絡調整会議を9月3日に立ち上げました。この会議では、今回の松江城や出雲大社周辺での路面標示の修繕事業はもとより、道路管理者と警察の連携による同時施工の推進、また、路面標示の劣化状況のモニタリングなどにも取り組んでいくこととしております。なお、今回、第1回の会議には、松江市と出雲市ののみの参加でございましたが、今後開かれる会議では、他の市町村についても参加を呼びかけていきたいと考えております。

私の説明は以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございませんでしょうか。

角委員。

○角委員

すみません、説明ありがとうございました。先ほどの道路標示の修繕事業なんですけども、こういうことをされて、交通安全、安全な道路を造るっていうその趣旨は大変いいことだと思うんですが、今回、「ばけばけ」を契機にっていうところが、何で今までそれができなかつたのかなっていうのが、ちょっとと思うところで、これまで私も車で走ってて、停止線が本当分からぬ道路が結構あります。それから、横断歩道がもう消えかけている、横断歩道は警察の管轄なんで前の総務委員会のときにそれを指摘して、整備してほしいということは言ったんですけども、やっぱり、この今回の区域以外にも、かなり標示が薄れてるところがたくさんあって、特に横断歩道は子どもたちに関わることがあるので、子どもたち、お年寄り。横断歩道や停止線については、本当にきちんと標示してもらわないと、どこで止まっていいのか分からぬところが結構あります。今回、この連絡調整会議っていうのがつくられたということですので、今回はこの事業以外にも県下全ての地域で、こうした箇所の点検をされて、順次整備されていくようにお願いしたいと思います。ただ、予算的なこともあるのかもしれません、やっぱり定期的に点検をして整備するということが大事なことだと思いますので、事故が起こらぬうちにこういうことに取り組んでいただきたいと思うんですが、今回、こういう連絡調整会議をつくられたということは、ある程度予算を今後つけて、この標示の整備をしていくというお考えなのでしょうか、そこ

のところ。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

予算のほうですけども、なかなか近年、県単独事業で対応を区画線のほうしておりまして、すぐに増額はなかなか難しいところはあろうかと思うんですけども、今回、こういう会議を立ち上げまして警察とも連携することで、規制の回数が少なくなるとか、ガードマンも共有してできるとかということで、それから、一緒にやることで工事の規模も多くなり、スケールメリットで費用も多少安くなるということもありますのでそういうのを生かして一緒に取り組むことで箇所を増やしていきたいと思っております。あと、国庫補助事業、今はいんんですけども、これから国のほうにも重点要望において、補助対象の適用拡大を求めていくことも行っていきたいと思っております。まずは既定予算でしっかりと、やっぱり路面薄いところございますので、警察と連携して進めていきたいと思っております。

○久城委員長

角委員。

○角委員

ぜひ予算を確保されて取り組んでいただきたいですし、また、国道も関係すると思いますので、国、県、市町村、警察、あらゆる関係機関が一緒になって、この整備に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

今の角委員の質問に関連してなんんですけども、この路面標示と連絡調整会議や、今回のこの修繕箇所っていうのは、この青い箇所を基本的にはモニタリング、松江と出雲の観光地のメインルートとしての青い路線をモニタリングしていくような会議なんですか、それとも松江、出雲にかかわらず島根県全体の路面標示を広域にわたって見ていくっていう、何かどういう位置づけでこの会議をつくられたのか、改めて聞きたいですが。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

この会議は、県全体を対象にして路面標示を検討していくといふものの会議ですけども、今回は特に、先ほどちょっと「ばけばけ」が強調されましたけど、松江市内、出雲市内も路面標示の薄いところありますし、観光客と交通量増えるところもありますので、今回、この部分、観光客の周遊ルートを中心に取組の一つとしてこの青い線を中心に、まずは路面標示の状態を点検して、この赤い箇所はちょっと消えているということで対策をするものであります。ですので、会議自体は今後継続していくますが、県全体の路面標示を対象としてどういうふうに進めていくか、警察と道路管理者とで進めていくということを考えております。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。県全体でということですので、先ほど角委員からもありましたけども、いろんなところで道路標識だったり路面標識、そういうものを整備していく必要がある箇所もあるかなというふうに思いますので、引き続き、観光にとどまらず進めていっていただければと思いました。ありがとうございました。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

それにまた関連して、「ばけばけ」の放送を契機についていことなので、出雲大社や松江城と比べられるとちょっと腰が引けちゃうんですけども、小泉八雲は美保関に3度ほど泊まりに来ておりまして、その泊まった「島や」っていう旅館の跡地に、小泉八雲の石碑みたいなものを造って、小泉八雲記念公園っていうのが実は美保関町美保関にございます。だからってわけじゃないんですけども、「ばけばけ」を契機について書かれるんであれば、そういう話をちょっと頭の片隅に入れておいていただいて、うちもあるよって、後から水を差されることがないようにお願いいたします。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

もちろん美保関のほうも、しっかり路面標示を見て、ほかの地区でも、県民の方に安全に運転していただけるような環境をつくっていきたいと思います。

○久城委員長

ほか、ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

尾村委員。

○尾村委員

採決前、私討論させていただきたいと思います。第100号議案、補正予算ですね、補正予算の中身というのは、措置すべきものはよく分かります。その中のいわゆる公共事業、島根半島の震災対策事業、この必要性、それから道路照明柱の緊急点検、そして、今議論になっていた道路の舗装・区画線修繕事業、これらの事業については、その必要性、重要性っていうのは十分認識をしています。この公共事業、今回提案されてる中の島根半島震災対策事業、この財源っていうのは国からのものと、それから中国電力からの協力金というものが入っております。私は能登半島地震を教訓にして、島根半島の震災対策を進めていく、防災対策を進めていくということについては、これは当然のことだし賛同するものであります。しかしながら、この事業をやってほしいからということで、結果的に中国電力が年5億円を目安に、10年間で50億円協力金を出してこの事業をやるわけですよ。私はこの意味を、私はよく考えないといけないというふうに思っておるんです。中国電力は、昨日、その経営方針、今後のことも出しましたよね。国の今の第7次エネルギー基本計画が、原発を最大限活用するということを言っておるわけでございまして、昨日の中国電力の社長のコメントを聞けば、つまり2030年度のところで、島根原発3号機、新規稼働したいんだと、こういうことを明確に経営方針で言ってる、だから中国電力はそうす

ることによって経営を安定していくということを言ってるわけです。だから、2号機を進めつつ3号機も新規稼働するんだ、そうやって収益を得ていくんだと言ってるわけです。その収益の一部分として財源対策としてここに使うというわけです。だから、私は原発の稼働と引換えに県がお金をもらうという関係になっては、これはまずいし、よくないというふうに思います。島根の県政が原発マネーに汚染されて、県民の命と安全を守る使命を全うできなくなるということは、私は避けなければならないと思ってます。この事業というのは、震災対策事業というのは必ずやらなきやなりません。反対な理由は、その財源に異議があります。よって補正予算案には反対であります。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

予算に賛成、反対とかいうことではなくてですけどね、大体、当初予算のときに言つとかなくちゃいけない話だったと思うんですけども、今こうして見ると、道路予算と河川予算のダムの予算の、その配分が圧倒的にやっぱり道路なんですね。それで、実は私のところへ陳情にお見えになった、今度ちょっと視察に行くんですけど、もう河川が氾濫して、3回ほど、5年の間に床上浸水してらっしゃる家屋が何軒もあるんですよ。だけど遅々として進まない、河川改修が。ですから道路ももちろん大事なんすけれども、河川はやっぱり直接、生命や財産に関わるインフラに直結してますので、県は頑張ってもらってますけど、県単などですね。国に向かってしっかりとこの河川予算をもっともっとつけるように頑張ってほしいということを、ちょっと併せて、今、気がついたのというか、関連としてちょっとお話だけさせといてもらって、よろしくお願ひします。

○久城委員長

答弁はよろしいですか、成相委員。

○成相委員

はい、オーケーです、いいです。

○久城委員長

それでは、採決に入りたいと思います。

採決のほうは、討論がありましたので、議案ごとに行いたいと思います。

まず、第100号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手多数でございます。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第109号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手全員でございます。よって、第109号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第110号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は

挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手全員でございます。よって、第110号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第116号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久城委員長

挙手全員でございます。よって、第116号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

それでは、次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は説明を受けた後、一括して受けることとします。

説明のほうをお願いいたします。

藤原河川開発室長。

○藤原河川開発室長

資料の18ページを御覧ください。

三瓶ダムの管理用水力発電設備の更新にかかる民間活用について御説明いたします。

まず、1ポツの経緯でございますが、三瓶ダムでは、ダムの維持管理に必要な電力を供給するため、管理用水力発電設備を設置しております。

資料の19ページを御覧ください。資料の中段は三瓶ダム下流側の全景写真でございまして、ダムの下流、左岸側の発電所でダムの放流水を使用して発電を行っております。資料の下段には、発電所の内部の写真でございまして、水車や発電機、配電盤等が配置されております。

資料の18ページの1ポツの経緯にお戻りください。この発電設備は平成8年の運転開始から約30年が経過し、今後、経年劣化等による故障の発生などが懸念され、設備更新が必要な時期を迎えております。

一方で、近年の物価高騰等の影響から更新費用が高額となり、財政的負担が大きいことが課題となっております。このため、他県での先行事例等を踏まえ、民間活用による設備更新を行う方向で民間事業者の公募に向けた手続に着手したところでございます。

2ポツの民間活用の内容でございますが、民間事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行うこととしており、民間事業者は自らの負担により発電設備の更新、維持管理、運営の一切を行うとともに、発電した電力はダム管理用電力に優先的に供給し、余剰電力については売電により民間事業者の収益とするものでございます。

3ポツの想定スケジュールでございますが、民間事業者が事業参加を検討するための基礎情報を定めた実施方針を先月公表したところでございます。今後、実施方針に対する民間事業者からの意見を確認した上で、応募条件等を調整し、本年12月に募集要項の公表を行うこととしております。また、手続が順調に進んだ場合、契約締結については、来年9月を想定しております。

説明は以上となります。

○久城委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

続きまして、私からは、9月19日に開催しました第5回出雲空港利用者利便向上協議会交通・駐車場部会の結果について報告します。

資料20ページを御覧ください。1の部会の概要ですが、出雲空港の駐車場において、ターミナルビル付近の長期駐車の抑制が課題となっていることから、本部会を開催して、駐車場の対応策について検討を行うもので、2の部会の構成員は記載のとおりです。

3の部会の経過ですが、主立ったものとして、令和5年9月に第1回交通・駐車場部会を開催し、令和6年7月1日に駐車場ごとに駐車可能日数などを規定した駐車場管理規程を施行しました。直近では、第4回部会を本年2月に開催し、有料化については、空港連絡バスの運賃改定による駐車場への影響を8月まで検証して判断することとしておりました。

4の第5回部会での主な検討内容としまして、空港連絡バスや駐車場の利用状況について情報を共有し、有料化について検討を行ったところです。最初に、第4回部会で駐車場への影響を確認することとした空港連絡バスの運賃改定後のバス利用状況ですが、資料の22ページ、下段左のグラフを御覧ください。棒グラフは利用者数、折れ線グラフは利用率を示しておりますが、いずれも前年を上回っております。

次に、管理規程施行後の駐車場の利用状況ですが、資料の21ページを御覧ください。上段左のグラフ、①は第1、第2、第3駐車場が全て同時に満車になった日数と時間を棒グラフ、折れ線グラフでお示ししております。いずれも管理規程施行前と比べ減少しており、慢性的な満車状態は緩和している状況です。また、第1から第3駐車場ごとの利用状況についても、②から④、それぞれグラフでお示しておりますが、第1、第2駐車場についても管理規程施行前と比べ、満車日数及び満車時間とも減少していますが、第3駐車場については管理規程施行前と比較して、満車時間は減少していますが満車日数は改善されていない状況です。第3駐車場は、第1駐車場の奥側よりターミナルビルに近いこと、第2駐車場よりもアクセスしやすいことなどから満車日数が多い傾向となっています。

次に、資料の22ページ、上段でございますが、①入出庫台数や、②長期駐車台数のグラフをお示ししております。管理規程施行前と比べ入出庫台数は増加して、多くの方に第1から第3駐車場を利用しているとともに、長期駐車台数も減少している状況です。

最後に、資料の23ページを御覧ください。長期駐車車両把握の精度向上と職員の労力軽減を図るため、各駐車場出入口にナンバー認識カメラを2基ずつ設置して、該当車両の特定をシステム的に行う駐車場管理システムを10月3日から運用開始する予定といたします。

資料の20ページに戻っていただき、5の検討結果ですが、空港連絡バスの運賃改定後のバスの利用状況に大きな変化は確認されてございません。駐車場の状況として、慢性的な満車状態は改善していますが、直近の8月については、乗降客数の増加に伴い、前年に比べ駐車場ごとでは満車日数等が増加しており、今後の利用状況を注視する必要がございます。

ます。加えて、10月に運用を開始するナンバー認識カメラによる効果も確認する必要があることから、3か月程度、検証期間を延長し、来年1月下旬に第6回の部会を開催して有料化の有無について判断したいと考えています。

私の説明は以上です。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

私は、2点御報告をさせていただきます。

まず、大規模下水道管路の全国特別重点調査の結果について御説明させていただきます。資料は24ページを御覧ください。まず1ポツ目の経緯についてですが、令和7年1月に、埼玉県八潮市で下水道管路の破損に起因する道路陥没事故が発生しました。令和7年3月に国交省は道路陥没事故の再発防止のため、全国特別重点調査の実施を自治体に要請しました。これを受け島根県では、5月から7月にかけて調査を実施しており、8月に国のほうへ調査結果を報告いたしました。9月17日に全国の調査結果が国のホームページで公表されたところでございます。

2ポツ目の、県流域下水道の対象箇所についてですが、重点調査の対象は、設置から30年以上経過した内径2メーター以上の管路で、県流域下水道では、5.9キロが対象となっております。優先箇所としては、埼玉県八潮市と同様の条件などの管路を優先的に調査することとなっており、本県では、過去の調査で腐食が確認された未対策箇所4.2キロが該当しております。

3ポツ目の、優先箇所の調査結果でございますが、自走によるテレビカメラ調査を行ったところ、国で示された緊急度区分で緊急度Ⅱという結果でございました。この区分に該当した場合、今後5年内に対策を実施する必要がございますが、1年内の速やかな対策を実施する必要はございません。なお、損傷としては、漏水が確認されており、要対策延長といたしましては、漏水箇所の積み上げで延長1.1キロメートルを見込んでおります。また、国の示した調査方法では、緊急度ⅠまたはⅡに該当した場合、空洞調査を併せて行うことになっており、地質等の条件からは場所を選定して2か所で行いましたが、空洞のほうは確認されておりませんでした。

最後に、4ポツ目の、スケジュールについてですが、優先箇所以外の調査結果については、令和8年2月に報告することとなっており、国のほうで全国の調査結果を取りまとめ公表される予定でございます。なお、対策方法につきましては、今後、国から示される予定であり、国の動向を踏まえ対応する予定としております。

続きまして、宍道湖流域下水道事業におけるウォーターPPP導入の検討状況について御説明させていただきます。

資料のほうは25ページを御覧ください。まず、1の経緯と現状についてですが、国土交通省は污水管の改築について、令和9年度以降ウォーターPPP導入を交付金の要件にすることが示されております。現在の流域下水道処理場の維持管理は包括的民間委託契約が令和8年度までとなっていることもあり、令和9年度の導入に向けて検討を開始し、令和6年度からウォーターPPPの導入可能性調査の業務委託を実施中でございます。

2の現在の状況について、流域下水道関連の管理者及び施設は、左の図のとおりでござ

いますが、下水道施設の社会的重要性を考慮して、委託範囲を最小限とする以下の2つのパターンを想定し、関連市との連携も視野に協議を進めてまいりました。1つは、現在の包括的民間委託の対象施設、処理場とポンプ場でございますが、これの範囲をベースとしたAパターン、もう一つは、現在の包括的民間委託の範囲に松江市のポンプ場を含めたBパターン。なお、これまでのところで出雲市は、出雲市の施設全体で導入を検討されるところでございます。また、安来市につきましては、管路を対象から外すと連携の対象外ということになります。

(1) でございます。民間市場調査の実施でアンケート調査により、民間事業者の意向把握と事業範囲の整理を行っております。アンケートの結果、流域下水道のウォーターPPP導入に対する民間の参入意欲は64%と高い結果となりました。また、管路を含めないことに賛成する企業は84%と多い結果となりました。

(2) でございますが、アンケート結果を踏まえて松江市と協議を行った結果、松江市としては管路や農業集落排水施設、漁業集落排水施設等の処理場も含んだ、市の施設全体での導入を検討したいということでございました。このため、島根県としては、現在の包括的民間委託の範囲と同じパターンAで検討を進めることになりました。今後はパターンAを対象とした導入評価を実施した上で、現包括的民間委託に修繕工事の範囲拡大、それから更新工事の計画策定支援を追加する方向での方針について正式に決定したいと考えております。

最後に3のスケジュールについてでございますが、11月に導入評価の結果を踏まえ、政策企画監室が主催しますPPP/PFI手法導入検討会議を経て、正式に決定したいと考えております。また、令和8年度は引き続き、具体的な仕様書等の作成など発注の準備を進めて、令和9年度以降の導入につなげたいと考えております。導入の時期については、国や他県の情報を収集するなど、具体的な作業内容を確認して、精査していくたいと考えております。

私からは以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたら、質疑等ございましたらお願いします。

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。空港の駐車場のことについてお伺いさせてください。というのが21ページで、私の肌感としても出雲空港を利用したとき、以前よりも慢性的な満車状態が緩和されている感覚があるんですけども、このグラフで出ているこの、これからナンバーをデータで取っていくナンバー認識カメラを導入する。今までのデータの取り方っていうのは、どういう形でやってこられたのかっていうのを伺ってもいいですか。

○久城委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

台数のカウントでございますけど、出入口の地下にコイルを埋め込んで、そこで車両が通過したら台数をカウントするというのを管理事務所の中でシステムで確認することができます。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

それぞれの駐車場の出入口のところにコイルが入っていたっていうことですか。

○久城委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

そうですね。第1から第3駐車場のみ、駐車台数をシステムで把握することができますが、東と公園駐車場はちょっとそういった装置をつけておりませんので、ちょっと台数のカウントは目視によるものになります。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

そうなったときに、3日以上駐車しているのに貼り紙が挟んであったりとかするっていうのは、どういう管理の仕方になるんですか。

○久城委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

第1から第3駐車場は3日以内ということでお願いしておりますけど、日々の職員のパトロールで確認することと、あとは定期的に全数調査ということで、夜にちょっとチラシをワイパーに挟ませていただいて、それが4日以上残っていれば警告書を貼らせていただくということをやっております。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございます。そこの、最初の調査段階でのこの手間っていうのがどのぐらいかかっているのかっていうのがちょっと想像したくてお伺いしました。もうこれから、データで管理ができるようなカメラがつくということなので、より正確なデータが上がってくるのかなというふうに思いますので、ぜひそれをまた報告をしていただきたいなというふうに思います。

あともう1点、第3駐車場、私も空いてたらよく使うんですけども、高齢者駐車場とか身障者駐車場にマークの貼ってないものが駐車されているっていうのを散見して、それも貼り紙が貼ってあったりするんですけども、その対策って何とかならないものなのかなという、利用者のモラルが一番だとは思うんですけど、何か対策の方法ってあるのかというのが聞きたいなと思って。ちょっと別件ですけども。

○久城委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

第3駐車場の中に思いやり駐車場というのを設けてございます。基本的に、利用される方には思いやり駐車場のマークというかああいうのを貼っていただくようにはお願いして

ございますが、やはり中にはそういったマークもなく駐車されてる方がいらっしゃる。そういうもののを見つけた場合には、一応、警告書という形で移動をしていただくようお願いをしているところでございます。対策としましては、ちょっとなかなか利用者の方のモラルの問題というのもありますので。

○久城委員長

よろしいですか、森山委員。

○森山委員

はい。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

すみません、下水道のウォーターPPPについて、ちょっと基本的なところも含めて確認させていただきたいんですけども、事業者さんに31社ですかね、アンケートを取られたということで、また、集計されたということでお疲れさまでした。31社中、関心がある、いわゆる参入意欲があるっていうのは64%で、その中の方々の84%、業者の中の84%が管路は含めないでほしいと、含めない形でのウォーターPPPを希望されたということで、あと、県の現状の包括委託の形に合わせてパターンAっていうふうに方針として示されたわけですけども、この施策の大本の本来の部分のところを言わせてもらうと、このウォーターPPPっていうのは、日本の今、下水道管路の老朽化で、もう維持ができない、今から管路全て替えようと思うと、とてもとても時間もかかるしお金もないっていうのが根底にある施策だと思うんですよ。ただ、そうした中で、国としてはウォーターPPPを打ち出して、この施策に賛同した都道府県に対してお金を出すよっていうような施策だと思うんですよ。つまりこれ、国としての方向を示す中に、管路の老朽化っていうのが一番ネックにある部分だと思うんですよ、つまり今回、処理場とポンプ場っていうところにスポットを当てられてウォーターPPPをはじめられるという方針なんんですけども、この根底の部分で管路っていうのがそもそも入ってなくていいんですかっていう。処理場、ポンプ場、管路っていう3点セットがそろって、やっと国からお金が出るんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、管路を入れなくて大丈夫ですかね、その点お願ひいたします。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

管路についての国費の関係の御質問だと思いますけど、国のはうからは、污水管の改築に係る国費支援については緊急輸送道路等の下に埋設されます管路の耐震化を除いて、他の管路についてはウォーターPPP導入を決定済みであるということを令和9年度以降、交付金要件化としているということで、全く管路自体補助がゼロになるということではございません。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

よく分かりました、ありがとうございます。ゆくゆくは、その緊急輸送道路以外の管路があるということなので、そういったところに対しての補助をもらおうとすると、その管路も含めた形にウォーターPPPのコンソーシアムなのか、その形に持っていないといけないっていう認識でよろしいですか。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

ほかの管路につきましても、ウォーターPPP導入の意思決定をした時点で補助がつくことになっておりますので、これにつきましても、導入の意思決定をした以降でございますけども、引き続き補助は受けられるということでございます。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

大丈夫ですね。

○久城委員長

よろしいですか、中村絢委員。

○中村絢委員

はい、ありがとうございます。

○久城委員長

角委員。

○角委員

三瓶ダムの関係なんですが、ここに余剰電力を売電っていうことが書いてあるんですけども、これまで県が管理しているときに、この余剰電力がどのくらいあって、どれぐらい売電されていたのか、ちょっとそれを教えてください。

○久城委員長

藤原河川開発室長。

○藤原河川開発室長

資料の19ページを御覧ください。上段に三瓶ダムの発電設備の概要ということでまとめておりまして、それで、その表の一番下側に余剰電力量と示しております。ここで述べている数字は直近3年で、令和4年から6年の平均値でございますが、871メガワットアワー／年ということで、年間このくらいの余剰電力があるということでございます。

○久城委員長

角委員。

○角委員

これを全て売電してたということでいいんですか。

○久城委員長

藤原河川開発室長。

○藤原河川開発室長

はい、そのとおりでございます。

○久城委員長

角委員。

○角委員

で、これを民間に委託した場合、さらに発電量を多くして、さらに売電収入を上げるということは可能なんですか。

○久城委員長

藤原河川開発室長。

○藤原河川開発室長

細かなゲート操作などすれば、大きく変わるということではないんですけど、多少変わること思うんですが、一番大きいところは、民間の事業者の中には発電機械の製作をする事業者などを想定しておりまして、更新するときの機器費が大幅に低減したり、あとは、維持管理をするときでは、県の土木部ですと委託をして保守点検をするんですけど、それを自分でされるので維持管理費が大幅に低減するということが見込めますので、余剰電力の大幅な増電というよりは、建設コストですとか維持管理コストの低減が図れるのではないかというふうに考えております。

○久城委員長

角委員。

○角委員

ありがとうございました。

○久城委員長

よろしいですか。

ほか。

尾村委員。

○尾村委員

下水道管理の問題なんですけれども、1月の埼玉県八潮市での下水道管路の破損に伴う道路陥没事故を受けて、この埼玉県が国土交通省に対して要望書を出しております。この埼玉県の要望書というのは執行部も知っておられますか。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

埼玉県の要望に関しましては、今年の2月と7月に、埼玉県八潮市で発生しました道路陥没事故等に対する支援要望の一つということで、下水道に対する国の財政的支援については、ウォーターPPPを前提条件としない制度設計を再考いただくよう要望されてるということで認識しております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

今答弁があったとおりなんですよ。結局、あれだけの陥没事故が起きた埼玉県は何を言ってるかといったら、いわゆるPPP、これを導入条件としなかったら国は交付金を出さないと今言ってるんだけど、このやり方に対して異を唱えてるわけですよ、埼玉県自身が。今、栗栖下水道推進課長の答弁があったとおり2月に国土交通省に要望をし、その2月に

出した要望というのは何かといったら、ウォーターPPPの推進については改めて慎重に再検討が必要だと、こういう旨を2月に埼玉県知事が国土交通省に出してます。なぜそういうことを埼玉県が国土交通省に要望してるのか、私は、これは島根県も、実際事故があった埼玉県がそういう要望を国に出した、その背景に一体何があるのかっていうのを、私は島根県もしっかりと県民に責任を負う上で分析する必要があると思うんです。埼玉県は何でウォーターPPPを再考せよと言ってるんですか、埼玉県の理由を教えてください。

○久城委員長

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

この要望の中で大前提として、尾村委員がおっしゃるように、まず1月に発生しました下水道破損に起因する陥没事故、これがございます。この事故により120万ほどの多くの流域住民に多大な生活の影響が出たということございます。そういったことから埼玉県のほうでは、下水道システムのまずは点検調査、それから更新改築、こういったものをもう一回、国の方で責任を持って主体的に財政面も含めまして見直しの方法とか考えて検討してほしいと、そちらのほうをまずは重要視すべきではないかというようなことで、このウォーターPPPについてはもう少し再考してほしいというような要望だというふうに認識しております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

栗栖下水道推進課長の言われたとおりなんです。私、やっぱりこの埼玉県の要望書っていうのは、今岡土木部長、読まれたことがあるかどうか分からぬけど、埼玉県のこの要望書、私も読んで、7月1日付、7月だから2か月前か、にも出してるわけですよ、国土交通大臣宛てに埼玉県知事が。何を言ってるかといったら、埼玉県としては国の基準より広範囲に点検してきたと、道路が陥没した部分の管路が特異な損傷を被っていないにもかかわらず大規模な陥没に結びついたことを受けて、点検の在り方、頻度についても見直すことが必要だと。国は本件事故、埼玉の事故を受けて緊急点検を始めたけれども、それとどまるだけではなくて抜本的な見直しが不可欠ではないか、埼玉県はそう言ってるんです。そういう意味で埼玉県としては、中長期的なインフラの在り方及び更新等に際しての負担の在り方等々、ウォーターPPPの推進については、慎重な再検討が求められる、こう言ってるわけですよ。国以上のことをやってきたんだけども下水管が陥没したわけです。だから交付金を、官民連携を導入しないと国は財政支援しないという脅しで官民連携を進めようとしてるわけですよ。何でそういうこと言ってるかといったら、一つは、コストカットをしようとしてるわけだし。それからもう一つは、PPP導入理由としては、民間の技術だとか人材とかノウハウが活用できるとかそういうことを言ってるんだけども、結局、コストカットっていうのは一体何かといったら、この公共インフラの維持管理のための修繕費とか人件費を削るということなんですよ。だから私は公共インフラというのは、やはり直営でやっていくということが、本当に住民の安全を守ることにつながるというふうに思います。これは県にどうのこうの、県にけしからんって言ってるつもりじゃないで

すよ。これ、国が財政というお金でもって誘導させてるわけなんですね、だから県のほうはどうのこうのと私言うつもりはありませんけれども、しかし、その埼玉県が、事故でこれだけ被害を受けて、多くの県民が直接的にも間接的にも被害を受けた県がこういう警鐘を鳴らしてることについて、しっかり島根県としても受け止めて、対応を今後続けてほしいということを要望しておきたいというふうに思います。

○久城委員長

答弁はありますか。

栗栖下水道推進課長。

○栗栖下水道推進課長

ありがとうございます。島根県としましても、尾村委員おっしゃるように、人材難、あと、財政難というのもございます。メリットとかデメリットございますけども慎重に、メリットでいえば専門性の高い企業さんの人材育成等、そういった技術継承もございますし、また、デメリットとしては、公共から民間へ依存度が高くなるため、大規模災害等の発生等懸念があることもございます。ただ、現在検討しております対象施設については、包括で今やってますけど、これまでと同様の委託範囲で、やっていく予定でございますので、そういう懸念というかデメリットは最小限に抑えられるというふうに考えております。

○久城委員長

よろしいですか、尾村委員。

○尾村委員

私は、くどいようですけども、今、栗栖下水道推進課長はデメリットとメリット両方述べていただいたというふうに思います。公衆衛生という言葉があるでしょう。公衆衛生の公というのは、公的なんです、公共インフラっていうのは、やはり公でやっていかないといけない。民間の技術とかノウハウを否定するものではありませんよ。しかしながら、こういう公共インフラに関することは公の責任でやっていくべきで、一番住民の安全を守ることに私はつながると思うんですよ。例えば、下水道と違って水道一つとっても、能登半島地震で水道施設がもうむちゃくちゃになったでしょう、水道の施設が。そのときに全国から、全国から石川県に行ったわけですよ、あれ何で行けたと思います、それは水道の問題、水道、今、国交省に移管したから答えてもらってもいいんだけど、何で水道で全国から石川県に行ったのか、これは全国水道協会の中での災害派遣時の協定があるわけですよ、それで全国の水道の、各地の水道局が行ったわけですよ、それは公だから、公的だから能登にみんなで行けたんですよ。これが民であったときには、それがあの当時、能登のときほどみんなで全国から集まるかっていいたら、私はその保証はないと思うんですよ。だから、こういう公共インフラというのは直営でやっていくのが私は原則だというふうに能登半島地震というのは教えるし、今年1月に起こった埼玉県の八潮の下水道の管路の破損というのも、道路陥没事故というのも、そういうことを教えているというふうに私は思っております。以上です。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、土木部全般に関して、委員の皆様から何かありましたらお願ひします。よろし

いですか。

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○久城委員長

それでは委員間協議を行います。

はじめに委員長報告について御相談します。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄があれば御意見をお願いいたします。

ないようでしたら、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうござりますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、御異議ないようですので、そのようにいたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に関わる調査活動を計画されている方がおられましたら、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

そして次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、これをもちまして防災地域建設委員会を閉会いたします。